工事特記仕様書

1. 仕様書名

令和８年度（本郷第１地区）農業集落排水管路施設災害復旧工事（震災関係）その１
特記仕様書

2. 総　則

本工事は、「石川県土木工事共通仕様書」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に準拠するほか、この特記仕様書により施工するものとする。

3. 工事内容

3.1　工事位置

輪島市門前町定広　地内

3.2　工事概要

本工事は、管路復旧工事で、その概要は以下のとおりである。

	数　量		備　考
	補　助	非補助	
・管路工 （内径200㎜VU管）	―	―	
・管路工 （内径150㎜VU管）	197.5m	―	
・１号マンホール	4箇所	―	全て新設
・小口径マンホール	1箇所	2箇所	全て新設
・取付管	1箇所	―	
・付帯工	一式	一式	

4. 工事数量

別紙「数量調書」による。

5. 施工管理

施工管理は、「石川県農林水産部土木工事施工管理基準」によるとともに、「農業集落排水施設検査・施工管理指標（案）」を準用する。

6. 指定仮設

管路工における仮設土留工については、「別紙１」のとおりとする。ただし、工法は必要最小限のものを示しており、これと同等以上の工法で施工する場合には、発注者の承諾を得なければならない。

また、いずれの方法においても施工前に試掘する等して土質の確認を行ない、安定計算書を添付して発注者の承諾を得なければならない。

7.　木　材

該当なし。

8.　使用材料

本工事で使用する材料については、使用材料確認願を提出し、工事完了後は、速やかに使用材料の結果報告を行うこと。

9.　工　事

9.1　埋戻し材

埋戻し材に用いる改良土は、現場発生土を利用するため、攪拌作業を行う作業ヤードを設けて施工すること。埋戻材の改良土は、使用する固化材が適切か判定する「六価クロム溶出試験」と目標強度の発生について確認する「配合試験」を行うこと。配合試験（一軸圧縮強度試験）の現場目標強度は以下の通りとする。

現場目標強度(一軸圧縮強度)

qu'＝　　50　　kN/㎡以上

六価クロム溶出試験は改良土量が1,000m3以上5,000m3未満の工事の場合、1工事当たり3回行うこと。

一軸圧縮強度試験は1工事当たり1回行うこと。但し、土質変化が見られた際は追加で行うこと。

9.2　施工上特に留意すべき事項

（1）工事測量

請負業者は施工計画作成後、下記により速やかに必要な測量を実施すること。

①　ベンチマークの設置ならびに標高の確認

②　接続する既設管あるいは人孔の標高

③　地上から測量や調査が困難な埋設物がある場合は試掘を行う。

④　工事路線沿線の宅地の標高

⑤　本管に接続する公共汚水桝の深さおよび宅内排水施設の位置、標高、延長の確認

（2）布設位置

①　本管およびマンホールの設置位置、管底高、人孔深は設計図によるほか、必要に応じて地下埋設物、その他の障害物を確認し、発注者と協議のうえ決定しなければならない。

（3）掘　削

①　掘削底面に岩石、コンクリート塊等、硬い突起物が露出した場合は、管底から10㎝以上取り除かなければならない。

②　掘削深が 1.5mを超える場合は必ず土留を設置するものとするが、 1.5m未満の場合についても雨天等で土壌の変化や地盤の緩みにより周辺地盤への影響があると判断される場合には、必要に応じて土留工を設置しなければならない。

（4）基　礎

改良土基礎の突固めは十分に行い、管体の移動、変位がないようにしなければならない。

（７）埋戻し

① 埋戻しは指定する材料を使用し、礫、コンクリート塊、ゴミその他の有害物質を含んではならない。

② 埋戻しは一層20㎝以下に敷均し、十分に締固め、必要に応じて適当な余盛りを行わなければならない。

③ 土留の引抜きは埋戻し60㎝程度ごとに行い、埋戻し引抜きを繰り返すものとし、写真で確認できるよう管理しなければならない。

④ 本管および取付部に使用する埋戻し材は発注者が認めた改良土を使用しなければならない。また、改良土の品質管理については、土木工事施工管理基準を遵守しなければならない。

⑤ 埋戻し土の品質管理として、補助、非補助区ごとに管頂上10㎝埋戻し完了後に１回および埋戻し転圧後２回、現場密度試験を行うこと。また、改良土による埋戻し完了後、補助、非補助区分ごとに一軸圧縮強度を測定し、転圧管理を行うこと。なお、試験は品質の確認であるため、工事開始後早期に実施するとともに試験結果を発注者に報告すること。

（８）マンホール

① マンホールと管体の接合は漏水、沈下等が生じないように、特に入念に施工しなければならない。

② インバートはマンホールに取り付く管内の汚水の流れが滞ることなく、表面に汚物やゴミが滞留しないよう滑らかに仕上げなければならない。

（９）たて込み簡易土留

① パネルの１セットは３０ｍとして現場搬入するものとし、転用しながら施工することを原則とする。

② たて込み作業はバックホウを用い、労働安全衛生規則１６４条のただし書きを厳守して行わなければならない。なお、バックホウによる吊り込み作業は他工種で行なってはならない。

③ バックホウの打撃によるたて込み作業を行ってはならない。

③ 土留引抜き作業はバックホウまたはトラッククレーン等で行うものとする。

(10) 埋設物

開削時に支障があるものについては、随時または本工事終了時までにもとに状態または以前と同じ機能を有するように復旧すること。

(11) その他

① 工事箇所の近辺に現場事務所を設置すること。

② 簡易便所を必要に応じて設置し使用すること。

③ 舗装復旧は、現場状況により随時施工していくこと。また、区道アスファルト舗装の復旧については本復旧とし、影響幅を考慮して施工すること。

④ 個人の水道は使用してはならない。

⑤ 許可無く個人の敷地に立ち入ってはならない。

⑥ 施工上必要な土地を第三者から借用した場合は、土地所有者との契約を守り、苦情や紛争が生じないよう務めること。

⑦ 掘削および運搬等により飛散した砕石・土砂等は直ちに清掃すること。

(12) この特記仕様書の指示にしたがわずに生じた第三者への損害賠償は、すべて請負業者の責任とする。

石 川 県 土 木 工 事 特 記 仕 様 書 〔 共 通 編 〕

当該工事の対象は、〇印の項目とする。　　令和8年10月1日適用

対象

〇 1 検査指定材料 （約款第13条第2項）

〇 2 見本資料指定材料 （共通仕様書第2編第1章第2節第4項）

~~3 資料指定工種 （共通仕様書3-1-1-3第2項）~~

〇 4 段階確認指定工種 （共通仕様書3-1-1-3第6項）

〇 5 立会い指定材料及び工種 （約款第14条第1項及び2項）

〇 6 中間検査 （共通仕様書1-1-1-24第8項）

〇 7 安全管理

〇 8 施工条件明示

〇 9 再生資源（利用及び利用促進）計画書及び実績表（共通仕様書1-1-1-20）

〇 10 使用機械

〇 11 廃棄物処理及び清掃に関する法律による管理表(マニフェスト)制度
（共通仕様書1-1-1-20第2項）

~~12 コンクリート構造物の品質確保~~

〇 13 電子納品・情報共有システムの対象

〇 14 工事における創意工夫等の実施状況や総合評価方式における技術提案の履行状況

〇 15 建設リサイクル法の対象

〇 16 自主施工工事の対象

~~17 ＩＣＴ施工工事の対象~~

〇 18 いしかわ週休２日工事の対象　　発注方式：【発注者指定型（現場閉所）】

~~19 余裕期間制度（フレックス方式）試行工事の対象~~

〇 20 ウィークリースタンス等の推進

〇 21 復興歩掛の導入について

〇 22 その他

〇 23 「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更」および、
「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更」の対象工事
※運用基準は県のHP「https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gijyutsu/kijyun.html」を参照

〇 24 災害復旧工事における現場環境改善費及び快適トイレの対象
※運用基準は県のHP

・本工事は、本特記仕様書〔共通編〕および「石川県土木工事共通仕様書」により施工すること。
・作成する書類については、発注者より特別な指示のない限り「石川県土木工事様式」
及び「石川県土木工事施工管理基準」に基づき作成すること。

1　検 査 指 定 材 料（約款第13条第2項）

区　　分	印	材料検査の対象となるもの	
1．不可視部分の材料		（1） 基 礎 工	（木杭、鋼杭、プレキャストコンクリート杭）
	○	（2） 矢 板 類	（木矢板、鋼矢板、コンクリート矢板、PC矢板）
		（3） 胴 木 類	（胴木、鉄筋コンクリート胴木）
	○	（4） 管　　類	（鋼管、コルゲートパイプ、鉄筋コンクリート管、鋳鉄管、合成樹脂製管類、消雪パイプ）
		（5） 暗 渠 類	（プレキャストボックス）
		（6） 鉄 筋 類	（普通丸鋼、異形棒鋼）
		（7） 目 地 類	（止水板、目地板、タイバー、スリップバー、チェアクロスバー）
		（8） 形 鋼 類	（トンネルの支保工材、基礎杭の補強材）
		（9） 網　　類	（法面吹付等及び舗装用金網）
		(10) シート類	（河川海岸用の吸出し防止材、路盤紙）
		(11) アンカー類	（アンカーボルト、ロックボルト、タイロッド、アンカーケーブル、定着材料）
	○	(12) マンホール類	（人孔用斜壁及び直壁）
		(13) 土壌改良材	（タンカル等の他肥料を含む）
	○	(14) 地盤改良材	（セメント系等）
		(15) 基盤材・種子類	（法面緑化）
2．重要構造物の材料		（1） 橋 梁 類	（鋼橋及びＰＣ橋の材料）
		（2） 落石及び防雪柵類	（落石防止柵、スノーシェッド、なだれ防止柵、スノーシェルター）
		（3） 水 門 類	（ゲートの材料）
		（4） ポンプ及び原動機類	
3．その他の材料	○	特に監督員が必要と認めるもの。	

（注）指定材料は、○印とする。

2　見本資料指定材料（共通仕様書第2編第1章第2節第4項）

JISマーク表示品については、製品にJISマークが表示されていることが分かる写真等を監督員に提示することで、見本または品質を証明する資料の提出を省略できる。

区　　分	印	見本又は資料提出の対象となる材料
1．見　　本		（1）塗　　料　（鋼橋、水門、鋼矢板、コンクリート面、落石・なだれ防止柵、スノーシェッド各塗装）
		（2）捨　　石　（港湾、海岸及び河川）
		（3）そ の 他　（　　）
2．資　　料 （検査指定材料以外のもの）		（1）コンクリート二次製品　（　　）
		（2）形 鋼 類　（　　）
		（3）リサイクル製品　（　　）
		（4）リサイクル認定製品　（　　）
	○	（5）そ の 他　（路盤材等）
3．その他の材料	○	（1）レディーミクストコンクリート（共通仕様書1-3-3-2） JISマーク表示認証製品を製造していない工場で製造する場合は、配合計画書及び基礎資料を提出 ※上記以外は、省略可
	○	（2）アスファルト混合物（次のうちいずれかを提出すること） ・アスファルト混合物事前審査認定書（写） ・配合設計・試験練り結果報告書 ・実績または定期試験による配合設計・試験練り結果報告書 （小規模工事：500t未満あるいは2,000㎡未満）

（注）指定材料は、○印とする。

3　資料指定工種（共通仕様書3-1-1-3第2項）

区　　分	印	資料事前提出の対象となる工種
1．資料の事前提出		（1）トンネル　（両坑口間の基準点、中心線測量結果）
		（2）ＰＣ橋　（下部工の橋座高、支承間距離測定結果）
		（3）鋼　　橋　（下部工の橋座高、支承間距離測定結果）
		（4）道路維持　（路面切削計画図）
		（5）薬液注入　（事前調査）
2．そ の 他		

（注）指定工種は、○印とする。

4　段 階 確 認 指 定 工 種　（共通仕様書3-1-1-3第6項）

水道・下水道・その他編

印	工 種・個 所	項　目	確 認 時 期	摘　　要
○	工事測量	位　　置	設 定 時	仮Ｂ・Ｍ、中心線等、入孔芯等
○	支障物件移設	〃	着手前、埋戻前	地下埋設物等
	ウエルポイント工	〃	設 置 前	布設位置、排水設備、観測井
○	基礎杭、鋼矢板、土留	出 来 形	打止め完了時	
○	床　　掘	〃	完 了 時	床堀底面高
○	基 礎 工	〃	〃	基準高
○	管渠築造工	〃	埋 戻 前	基準高、接合
	鉄　　筋	〃	組立て完了時	
○	入孔築造工	〃	埋 戻 前	
	薬液注入工	止水状況	完 了 時	止水効果
	推進掘進工	位　　置	掘 進 前	方向、中心線、勾配等
	滑材裏込注入工	注 入 量	完 了 時	空袋検査
	シールド掘進工	位　　置	掘 進 前	方向、中心線、勾配等
	シールド一時覆工	出 来 形	完 了 時	基準高、蛇行
	シールド二時覆工	〃	〃	基準高、覆工厚

（注）確認対象工種は○印とする。なお、確認頻度の多い場合は、監督員と協議すること。

5　立会い指定材料及び工種　（約款第14条第1項及び2項）

区　　分	印	立会いのうえ調合又は施工すべきものと 指定した材料及び工種	立会いの頻度
1．立会いのうえ調合すべきもの		（1） コンクリート吹付､モルタル吹付､客土吹付材料	
		（2） その他（　　）	
2．立会いのうえ施工すべきもの		（1） 重要構造物の基礎及び床掘の基準高	
		（2） 基礎杭の支持層到達時	試験資料採取時 （3本）
		（3） 井筒を沈下させる時	
		（4） ＰＣ桁の緊張時	
		（5） コンクリートダムの冷却管内のセメントミルク充填	
		（6） 方塊、異形ブロック、被覆石の据付け及び捨石の投入	
		（7） 港湾工事の法線測量	
		（8） 推進工､シールド工の着工時	
		（9） 薬液注入の現場注入試験	
	○	(10) 土質試験資料採取時	
		(11) ＰＣ橋梁のシース内のグラウト施工時	
		(12) アンカー工法の適正、限界試験時	
		(13) その他（　　）	

(注)指定材料及び工種は､○印とする。立会の頻度は、工事内容・現場状況に応じ明示する。

6　中 間 検 査 （共通仕様書1-1-1-24第8項）

印	中間検査対象工種	検 査 時 期	摘　　要
	橋梁下部工	埋 戻 前	
	水門下部工	埋 戻 前	
	河川横断工	埋 戻 前	
	基 礎 杭	打込み後	
	ダム・ため池 (砂防ダム含む)	埋 戻 前	指示する箇所（　　）
	ケーソン工	型枠取外し後	
○	路 盤 工	完 了 後	上層路盤施工後に表層工を同一工事で施工する場合（ただし､急速施工をする場合は除く）
	ＰＣ橋桁	架 設 前	
	鋼　　橋	仮組立又は現場搬入時	
	鋼 橋 桁	ボルト本締め完了後	
	道路横断工	埋 戻 前	Ａ＝1.0㎡以上(他所管協議による占用構造物）、Ａ＝2.0㎡以上（その他）
	擁 壁 工	埋 戻 前	Ｈ＝3.5ｍ以上。ブロック積は除く。
	トンネル覆工	完 了 後	（鉄筋及び埋込まれる支保材料の組立完了後）
	トンネル鋼製支保工	コンクリート打設前	
	トンネルインバート工	コンクリート打設前	
	塗 装 工	中塗完了後	
	海岸護岸工	埋 戻 前	
	ポンプ及び原動機類	工場製作完了時	ポンプの場合φ400㎜以上
	配電盤類	工場製作完了時	上記の設備に使用するもの
	水 門 類	工場製作完了時	１門10㎡以上
	暗渠排水工	埋 戻 前	被覆材（モミガラ等）施工の完了時
	管渠築造工	埋 戻 前	県水道管（基準高及び接合：検査箇所100ｍ毎）
	管渠推進工	埋 戻 前	県水道管（基準高及び接合）
	スラストコンクリート等	埋 戻 前	
○	その他必要と認めるもの		

（注）１．対象工種は､○印とする。

２．受注者は中間検査対象工種が完了した時又は完了予定日の前に､中間検査願を監督員に提出しなければならない。

7　安 全 管 理

1　受注者は、安全管理のための自主点検を実施するものとする。

2　自主点検の結果は点検書に記載し、保管するのもとする。

3　受注者は、土石流の到達する恐れのある指定現場において、土石流に対する安全対策として監視員１名を設置し、流域状況の点検及び記録整理を実施するものとする。

4　安全訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に則した安全訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て下記の項目から実施内容を選択し、安全訓練を実施するものとする。

（１）　安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
（２）　この工事内容等の周知徹底
（３）　工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
（４）　この工事における災害対策訓練
（５）　この工事現場で予想される事故対策
（６）　その他、安全訓練等として必要な事項

また、土石流の到達する恐れのある指定現場については、関係作業員に対して工事着手後遅滞なく１回、及びその後６ケ月に１回の避難訓練を実施するものとする。

5　安全訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、この工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

6　安全訓練等及び土石流監視報告書の実施状況報告

安全訓練等及び土石流監視の実施状況報告をビデオ等、または実施状況報告書に記録し、報告するものとする。

7　安全のための適切な臨機の措置

（１）　気象状況等に関して常時十分な注意を払うこと。
（２）　作業時に危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し作業員を安全な場所に退避させること。
（３）　異常箇所の点検・原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、十分注意して行うこと。

8　施工条件明示

下記明示項目、事項のうち○印該当欄は、工事施工にあたって制約等を受けることにので留意すること。

明示項目	明示事項	制約条件等
Ⅰ 工　程 該当：○	① 関連する別途発注工事あり	
	ア　工　事　名：（農業集落排水管路施設災害復旧工事に伴う上水道施設移設補償工事）	
	イ　入札予定：（　　）	
	ウ　制約工種：（　　）	
	エ　施工可能工種：（　　）	
	オ　そ　の　他：（　　）	
	2　他機関協議による工程条件あり	
	ア　工　　種：（　　）	
	イ　期　　間：（　　年　　月 ～ 　　年　　月）	
	ウ　協議機関名：（　　）	
	エ　協議内容：（　　）	
	3　その他条件　（　　）	
Ⅱ 用　地 該当：	1　補償物件撤去まで着工制限あり	ア　着工予定（　　年　　月） イ　区間（No.　　～ No.　　）
	対象物件：建　物（　　）撤去予定（　　年　　月）	
	：工作物（　　）撤去予定（　　年　　月）	
	：立　木（　　）伐採予定（　　年　　月）	
	：その他（　　）撤去予定（　　年　　月）	
	2　その他条件　（　　）	
Ⅲ 公害対策 該当：	1　施工法の制限あり（条件及び位置については別紙及び位置図参照）	
	ア 騒音　イ 振動　ウ 水質　エ 大気　オ その他（　　）	
	必要対策：工場（　　）　井戸等（　　）	
	：学校（　　）　その他（　　）	
	：病院（　　）	
	2　その他条件　（　　）	
Ⅳ 安全対策 該当：○	1　鉄道等の近接作業制限あり	ア　工法制限あり イ　作業時間制限あり ウ　列車見張員（配置人員:１日　　名、延べ　　名）
	2　発破作業制限あり	ア　防護工指定あり イ　作業時間制限あり
	対策対象物　（　　）	
	③ 交通誘導員　配置人員	交通誘導警備員Ａ：１日　　名、延べ　　名 交通誘導警備員Ｂ：１日　２　名、延べ７６名
	※上記交通誘導警備員Ａについては、石川県公安委員会が道路における危険を防止するため交通誘導警備が必要と認める区間の工事で、交通誘導警備業務を警備会社に委託する場合の交通誘導検定警備員である。	
	4　土石流発生のおそれがある渓流あり	ア　監視体制の強化が必要 イ　その他　（　　）
	5　夜間作業あり　（　　）	
	6　その他条件　（　　）	

明示項目	明示事項	制約条件等
Ⅴ 工事用道路 該当	1 一般道路（搬入路）の使用制限あり	ア 搬入経路指定あり イ 時間帯制限あり
	2 一般道路の占用可能	ア 全面占用可 イ 片側占用可 ウ 時間制限あり
	3 仮設道路の設置条件あり 標識等の配置位置図等は共通仕様書1-1-1-34による。	ア 一般交通供用あり イ 安全施設必要 ウ 路面工(工種 簡易舗装(標準横断面図)を参照) エ 工事完了後存続 W= m (最低総幅員)
	4 その他条件 ( )	
Ⅵ 仮設備 該当	1 仮設構造物の転用 ( )	
	2 仮設構造物の兼用 ( )	
	3 その他条件 ( )	
Ⅶ 建設発生土,補足土,産業廃棄物等 該当 ○	受注者は、下記によらず施工する場合は、監督員と協議すること。	
	① 建設発生土	ア 名 称 (黒島第１仮置場) イ 所在地 (輪島市門前町黒島町) ウ 引渡し条件 ( )
	2 補足土	ア 名 称 ( ) イ 所在地 ( ) ウ 引渡し条件 ( )
	③ 産業廃棄物	ア ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 (処分施設： 紙谷砕石㈱) イ ｱｽﾌｧﾙﾄ塊 (処分施設： 大同開発㈱) ウ 木くず (処分施設：) エ その他 (処分施設： ㈱中部資源開発)
	4 その他条件 ( )	
Ⅷ工事支障物件 該当 ○	受注者は、共通仕様書1-1-1-28に基づき、現場着手時に地下埋設物等の事前調査を行うこと	
	1 占用支障物件 ア 電気（電柱、支線、架空線） 移転日 (月 日) イ 電話（地下、電柱、架空線） 移転日 (月 日) ウ 水道（本管、給水管） 移転日 (月 日) エ ガス（本管、引込管） 移転日 (月 日) オ その他 ( ) 移転日 (月 日)	
	2 その他条件 ( )	

明　示　項　目	明　　示　　事　　項		制　　約　　条　　件　　等
Ⅸ現場環境改善 (4内容) ・率計上分 該　当 ○	1　仮設備関係		ア 昇降設備の充実　　イ 環境対策の充実 ウ ＩＣＴ設備の充実　　エ 作業負荷の低減
	2　安全関係		ア 工事標識・照明等安全施設の充実 イ 盗難防止対策（警報機等） ウ 健康関連施設の充実 エ 野生生物・害虫対策
	3　営繕関係		ア 現場事務所の快適化 イ 労働者宿舎の快適化 ウ 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室） エ 衛生設備・厚生施設の充実
	4　地域とのコミュニケーション		ア 広報活動等(完成予想図,パンフレット,工法説明,PR看板等) イ 見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営費含む) ウ 地域対策費等（地域行事等の経費含む）
○積上分	①個別積上	内容：	費用：
	②避暑・避寒対策費（精算時の設計変更対象で積上） 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用（エアコン、冷水機、冷蔵庫、製氷機、送風機、日よけテントなど）については、対策の妥当性を確認の上、設計変更となる。 現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される現場環境改善費の100%を上限とする。		
Ⅹ 快適トイレ 該　当 ○	「快適トイレ実施要領」に基づき実施すること。 実施内容および実施した場合の変更については、上記要領を参照すること。		
	1　快適トイレを原則設置すること		
	②　契約後、監督員へ提案・協議し、快適トイレを設置することができる。		
ⅩⅠ 熱中症補正 該　当	「熱中症対策に資する現場管理費の補正の要領」に基づき、熱中症対策に係る現場管理費の補正※を希望する場合は、監督員と協議すること。 ※主に作業員個人に対する熱中症対策 （塩飴、経口保水液等の飲料水、冷却用品、空調服、熱中症対策キットなど）		
ⅩⅡ 遠隔臨場 該　当 ○	「建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」に基づき、遠隔臨場を希望する場合は、監督員と協議すること。		

明　示　項　目	明　　示　　事　　項	制　　約　　条　　件　　等
ⅩⅢ その他 該　当 ○	1　現場発生材あり	品名・納入場所　（　　）
	2　支給材あり	品名・納入場所　（　　）
	③　工事の使用材料は、石川県エコ・リサイクル認定製品を優先的に使用してください。	
	④　工事の使用材料は、石川県内で生産された材料・製品を優先的に使用すること。 県外産を使用する場合は「様式25-2　県内産品の不採用調書」を提出すること。	
	⑤　施工地域・工事場所区分	ア　市街地（DID補正） イ　一般交通影響有（２車線以上かつ交通量5000台/日以上） ウ　一般交通影響有（イ以外、常時全面通行止めを含む） エ　山間僻地及び離島
	⑥　設計図書の照査	土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)に基づき実施し、照査項目チェックリストを提出すること。 (土木一式3千万円以上,舗装・造園工事1千万円以上,その他工事1.5千万円以上)
	⑦　品質証明の対象工事（共通仕様書第3編3-1-1-5）	
	8　労務補正（補正内容：　　補正工種：　　）	
	9　契約後VE適用　VE提案を行う場合、以下を参照のうえ、発注者と協議すること https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gijyutsu/vekouji_toriatukaiyouryou.html	
	１０　その他条件　（　　）	

９　再生資源（利用及び利用促進）計画書及び実施書
（共通仕様書1-1-1-20）

１　下記の条件に該当するものは、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用実施書」を作成のうえ、監督員の確認をうけ、提出するものとする。
　また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げるものとする。
（１）　土砂の搬入量が100m3以上の工事。

（２）　砕石の搬入量が250ｔ以上の工事。

（３）　加熱アスファルト混合物の搬入量が100ｔ以上の工事。

２　下記の条件に該当するものは、「再生資源利用促進計画書」、「再生資源利用促進実施書」を作成のうえ、監督員の確認をうけ、提出するものとする。
　また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げるものとする。
（１）　建設発生土の搬出量が100m3以上の工事。

（２）　コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の重量が100ｔ以上の工事。

（３）　その他、建設リサイクル法の対象となる工事

３　上記２の「再生資材利用促進実施書」をもって、建設リサイクル法第１８条の発注者への報告を兼ねるものとする。

４　上記１および２の作成は、最新の建設副産物情報交換システムまたは国土交通省が公開している建設リサイクル報告様式（エクセル様式）によるものとし、電子データで提出するものとする。
　電子データの提出方法は、建設副産物情報交換システム使用の場合はPDFファイルで、
　エクセルの使用の場合はエクセルファイルとする。
※平成30年度よりCREDAS入力システムでの提出は不可とする。

なお、再生資源利用（促進）計画書・実施書及び現場掲示用の様式は、下記の石川県土木部監理課技術管理室のＨＰに掲載する様式－４、５を参照すること。
石川県土木部監理課技術管理室ホームページ（土木工事様式）：
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gijyutsu/sinsinyousiki.html

10　使 用 機 械

１．本工事において、工事の施工にあたり表10-1に示す建設機械を使用する場合は、石川県土木工事共通仕様書1-1-1-34第6項に示す建設機械を使用しなければならない。
ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

表10-1　排出ガス対策型建設機械（共通仕様書　表1-1-1）

機　　種	備　　考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの。 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

２．排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス対策装置を使用する場合の確認方法等
１）施工計画書への記載
施工計画書の指定機械項目に
①機械名、　②メーカー名、　③形式名、　④台数等を明記すること。

11　廃掃法による管理票（マニフェスト）制度

（共通仕様書1-1-1-20第2項）

●電子マニフェストを使用する場合（石川県では、電子マニフェストの導入を推進）

電子マニフェストにより報告した内容を確認出来る書類（受渡確認表など）を提示するものとする。

●紙マニフェストを使用する場合

建設副産物の適正処理を確認するため、紙マニフェストの処分終了票（Ｅ票）を完成検査時に提示するものとする。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合は、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。

この場合、受注者は紙マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのＢ２票を提示しなければならない。

また、最終処分終了後すみやかにＥ票を提示しなければならない。

１　対象となる廃棄物

（１）燃え殻
（２）汚泥 ※
（３）廃油
（４）廃酸
（５）廃アルカリ
（６）廃プラスチック類
（７）紙くず
（８）木くず
（９）繊維くず
(10) 動植物性残渣
(11) ゴムくず
(12) 金属くず
(13) ガラス及び陶磁器くず
(14) 鉱さい
(15) がれき類
(16) 動物のふん尿
(17) 動物の死体
(18) ばいじん
(19) 産業廃棄物を処分するために処理したもので、（１）～(18)に該当しないもの

※　舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。なお、排水処理費及び運搬費については契約変更の対象とする。

13　電子納品・情報共有システムの対象

本工事は、電子納品及び情報共有システムの対象工事である。

（電子納品について）

1　工事完成図書を電子データで納品する時の各種基準は、国土交通省並びに農林水産省の各種電子納品要領等及び石川県電子納品ガイドライン等で定めるファイルフォーマットに基づいて作成するものとする。

2　実施内容は以下のとおりとする。

1）　別紙に示す工事関係書類の最終成果を、ＣＤ-ＲまたはＤＶＤ-Ｒ等で２部納品する。なお、電子納品した工事関係書類については、紙で提出する必要はない。

2）　別紙に記載がない項目については、監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。

3　工事着手時には、石川県電子納品ガイドラインで定める「事前協議チェックシート」を用いて事前協議を行うものとする。

入手先：石川県ホームページ　電子納品

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/cals-ec/e_delivery.html

4　発注者が行う電子納品アンケート等の調査に協力する。

5　工事完成図書の納品に際し、以下の事項を事前に確認する。

1）　電子納品チェックシステムによるチェックを行いエラーがないことを確認する。

入手先：電子納品チェックシステム（土木）

http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/

※電子納品チェックシステムの最新バージョンを使用すること

2）　最新のウイルス対策ソフトで、成果品にウイルスが混入していないことを確認する。

6 原本性を確保するため、電子媒体はＣＤ-ＲまたはＤＶＤ-Ｒ等を使用することとする。

（情報共有システムについて）

1　情報共有システムの使用にあたっては、本県で使用する情報共有システムの機能や条件を定めた「石川県情報共有システム機能仕様書」を熟読し、「事前協議チェックシート」にて監督員と協議のうえ利用すること。

2　現場にインターネット環境が整っていないなど、当システムの使用が困難な場合、「事前協議チェックシート」にて監督員と協議し、その理由が適正であるときは、システムを使用しないことを認めることができる。

3　実施内容は以下のとおりとする。

①　受発注者間の書類の受け渡し

②　決裁

③　承認、指示、承諾

④　確認、検査　　等

以上の行為を行う、または、受ける際、通常の手段（紙の書類の受け渡しや印鑑による決裁等）に代えてシステムを使用する。

4　監督員が指示するシステムの使用状況や結果に関する調査等に協力する。

5　本工事に使用するパソコンは、常に以下の状態を保たなければならない。

1）　最新のウイルス対策ソフトを導入する。

2）　OS、ブラウザ及びメールソフトに最新のセキュリティパッチを適用する。

3）　ウィニー等のファイル交換ソフトを導入しない。

完成検査時提出書類一覧（電子納品対応版）

別　紙

令和７年７月版

名　　称	代理人 ﾁｪｯｸ	監督員 ﾁｪｯｸ	情報共有システム使用の有無				検査時提示のみ	フォルダー	備考	摘要
			有		無					
			電子納品	従来納品（紙）	電子納品	従来納品（紙）				
契約書				○		○				契約時
発注図								DRAWINGS	発注者が作成し、受注者に渡す	
特記仕様書								DRAWING /SPEC	発注者が作成し、受注者に渡す	
現場代理人及び主任技術者等選任届				○		○				約款第10条
工事工程表・変更工程表				○		○				締結の７日以内
施工計画書			○		○			PLAN/ORG		共通仕様書第1編1-1-1-45 請負額１千万円以上
施工体制台帳・施工体系図			○			○		MEET/ORG	下請契約書等は従来通り紙での提出も可とする	共通仕様書第1編1-1-1-11
再生資源（利用、利用促進）計画書・実績表			○		○			MEET/ORG		共通仕様書第1編1-1-1-20
工事打合せ簿			○			○		MEET/ORG		約款第9条 共通仕様書第1編1-1-1-2
材料検査願			○			○		MEET/ORG	システムを使った場合は電子ファイルのみ提出	約款第13条 特記で指定されている項目
材料検査願(自主施工)			○			○		MEET/ORG	システムを使った場合は電子ファイルのみ提出	約款第13条 特記で指定されている項目
見本資料指定材料確認願			○			○		MEET/ORG	システムを使った場合は電子ファイルのみ提出	約款第14条 特記で指定されている項目
立会確認願			○			○		MEET/ORG	システムを使った場合は電子ファイルのみ提出	約款第14条 特記で指定されている項目
段階確認願			○			○		MEET/ORG	システムを使った場合は電子ファイルのみ提出	共通仕様書第3編3-1-1-3 特記で指定されている項目
段階確認書(自主施工)			○			○		MEET/ORG	システムを使った場合は電子ファイルのみ提出	共通仕様書第3編3-1-1-3 特記で指定されている項目
中間検査願				○		○			紙での提出。添付資料を、システムで提出した場合は、電子納品する	共通仕様書第1編1-1-1-24
確認願			○			○		MEET/ORG	システムを使った場合は電子ファイルのみ提出	約款第18条
調査結果通知書、設計図書訂正・変更通知書				○		○		MEET/ORG	発注者が作成し、受注者に渡す	約款第18条、第19条
既済部分検査願				○		○				約款第37条 部分払いのある場合
仮設交通安全標示施設等自主点検書							○			共通仕様書第1編1-1-1-30
安全管理自主点検書							○			共通仕様書第1編1-1-1-30
安全・訓練等実施状況報告							○			共通仕様書第1編1-1-1-30
マニフェスト（総括表）			○		○		○ （E票,Ｂ２票）	MEET/ORG	総括表のみ提出 Ｅ票又はＢ２票は提示のみ	共通仕様書第1編1-1-1-20
品質管理表			○		○			MEET/ORG	カタログ、ミルシート等は従来通り提出	共通仕様書第1編1-1-1-23
品質証明員通知書			○		○			MEET/ORG	作成に用いた電子ファイル	共通仕様書第3編3-1-1-5 （100,000千円以上）
品質証明書			○		○			MEET/ORG	作成に用いた電子ファイル	共通仕様書第3編3-1-1-5 （100,000千円以上）
ｺﾝｸﾘｰﾄ耐久性向上対策（自社ソフトで作成）			○		○			MEET/ORG	PDFファイルに変換して提出	特記仕様書による
〃　（エクセルで作成）			○		○			MEET/ORG	エクセルファイルを提出	
出来形管理表・出来形図（自社ソフト作成）			○		○			MEET/ORG	PDFファイルに変換して提出	共通仕様書第1編1-1-1-23
〃　（エクセルで作成）			○		○			MEET/ORG	エクセルファイルを提出	
コンクリート構造物の品質管理			○		○			MEET/ORG		特記仕様書による
工期延期願				○		○				共通仕様書第1編1-1-1-17
工事中写真			○		○			PHOTO/PIC	解像度は100dpi程度 枚数は写真管理基準	共通仕様書第3編3-1-1-6
完成写真			○	○	○	○		PHOTO/PIC	〃	共通仕様書第3編3-1-1-6
参考図			○		○			PHOTO/DRA	形式はJPEGまたはTIFF(G4)	
植樹保険証書				○		○				植栽直工50万以上の場合 共通仕様書第1編1-1-1-44
建退共掛金収納書 （中小企業退職金共済制度、林業退職共済制度は写）				○		○				締結後1ヶ月以内 100万円未満省略可
建退共掛金充当実績総括表							○			共通仕様書第1編1-1-1-44
完成図			○		○			DRAWINGF		共通仕様書第1編1-1-1-22 発注図をCADで渡した場合
完成通知書				○		○				約款第31条
請求書				○		○				約款第31条
引渡書				○		○				約款第31条
電子納品成果品ＣＤ－Ｒ等				○		○			ＣＤ等を確認	CALS/EC対象工事
照査項目チェックリスト			○			○				特記仕様書による
創意工夫実施状況			○		○					特記仕様書による
技術提案履行確認シート			○		○					特記仕様書による
交通誘導員伝票（総括表）			○		○		○ （伝票）	MEET/ORG	総括表のみ提出 伝票は提示のみ	

14　創意工夫・現場条件への対応・社会性等に関する実施状況

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や現場条件への対応に関する項目、または地域社会への貢献に関する事項について、工事完了時までに下記の様式により提出することができる。なお、総合評価方式における技術提案事項も、創意工夫等の対象となる。

工　事　名		受注者名	
項　　目	内　　容	備　　考	
□　創意工夫 （軽微な工夫）	□　施工	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫	
	□　新技術登録技術	登録技術のうち「有効とされる技術」 登録技術のうち「有効とされる技術」以外 石川県新技術認定製品	
	□　品質	工作物の品質向上に関する工夫 品質向上のための施工上の工夫	
	□　安全衛生	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫	
	□　その他		
□　工事特性 （施工条件への対応）	□　構造物の特性	規模が特殊な構造物 複雑な形状の構造物	
	□　作業環境 社会条件	地盤変形、近隣構造物、地下埋設物への影響 作業条件、工程等への影響 騒音・振動・水質汚濁等環境対策 作業スペース制約・現道上の交通規制 緊急時の対応 広範囲にわたる施工箇所	
	□　自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 気象条件の影響 地すべり、急流河川、潮流等、動植物等	
	□　その他		
□　社会性等 地域社会や住民に対する貢献	□　地域への貢献等	周辺環境への配慮 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション 災害時の支援、協力 ボランティアの実施	

注　創意工夫等、該当する項目の□にレマークを記入し、写真・参考図等により
実施内容の詳細を任意様式（技術提案の説明資料や写真帳など）で提出すること。

14. 総合評価方式における技術提案の履行状況

判定	履行　不履行有

技術提案履行確認シート	
工事名	△△
受注者名	□□
現場代理人	☆☆
主任・監理技術者	☆☆
監督員	石川太郎

	項目	番号	具体的な技術提案の内容	施工計画書への記載	履行状況の確認方法			履行の確認者	履行の確認日	履行確認	備考
					確認方法	受注者と監督員との協議日	監督員と工事管理担当職員等との協議日				
技術提案	(参考)記入例	1①	▲▲による■■■	○	●●●	H29.1.1	H29.1.2	石川	H29.3.3	履行	

特記事項			
不履行の処理	再施工の有無　　有　・　無(再施工が合理的でない場合)	減点	点

注 1)総合評価方式における技術提案事項については、履行のための施工方法とその確認方法を施工計画書に記載すること。
2)技術提案事項の履行確認は、監督員との協議により立会または写真などの書類によるものとし、その記録は説明資料として提出すること。
3)本紙は、当初施工計画書に合わせて、監督員に提出すること。
4)「判定」、「受注者と監督員との協議日」、「監督員と工事管理担当職員等との協議日」、「履行の確認者」、「履行の確認日」「履行確認」、「特記事項」、「不履行の処理」、「減点」については、受注者での記入は不要。
5)確認方法については、受注者と監督員、監督員と工事管理担当職員等で協議し、決定すること。
6)本紙提出後に、記載事項の変更があれば、受注者から監督員へ本紙を更新して提出すること。
7)受注者の責により入札時の評価内容が満足できない場合は、原則として再施工を行うとともに工事成績評定点を5点減点する。
8)再施工が合理的で無い場合は、工事成績評定点を5点減点するとともに加算点を再計算して修正の契約額を算出し、差額分を受注者へ課すこととする。

説　明　資　料　（　実　施　状　況　）

工　事　名		
受　注　者		
項目		
番号 （技術提案）	内容	
詳細な内容		
添付写真、図		

説明資料は、簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

16　自主施工工事の対象

本工事は、自主施工対象工事であり、自主施工実施要領（試行案）の適用する受注者において自主施工工事を希望する場合は下記の様式により申請を行うこと。

※「自主施工工事実施要領（試行案）」
http://www.pref.ishikawa.lg.jp/gijyutsu/index.html

参考「自主施工工事実施要領（試行案）」より抜粋

適用範囲
特記仕様書に自主施工工事の対象であることが明記された工事で、以下の要件を全て満足し、かつ受注者が希望する工事とする。
（１）提出資料
① 申請書[自主施工工事様式－2]
② ISO9001の認証取得を示す登録証の写し
③ ISO9001の審査に係る次の書類
イ．直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し
ロ．イの審査に係る合格判定結果の写し
④ 申請に係る工事を担当する内部組織が、ＩＳＯ９００１認証を取得していることを示す書類
⑤ ＩＳＯ９００１認証の範囲が工事の内容に一致していることを示す書類。ただし、②でその内容が確認できる場合は④、⑤は提出しなくてよい。
⑥ 内部監査※１チームリーダーが、(財)日本適合性認証協会(ＪＡＢ)の認定を受けている審査員養成機関が実施する内部品質監査員養成研修又はそれと同等の研修を修了していることを示す修了証の写し
⑦ 内部監査チームリーダーが、以下の要件をすべて満足することを証明する経歴証明書の写し[自主施工工事様式－4]
イ．１０年以上の現場経験を有する。
ロ．以下の資格の少なくとも１つ以上を有する。
（イ）技術士
（ロ）１級土木施工管理技士
（ハ）１級造園施工管理技士
ハ．内部監査員としての経験を有すること。
⑧ 当該工事における監視・測定（検査）の結果を確認して承認する承認者（検査　承認者）が、以下の資格を有していることを証する写し
・技術士　・２級又は１級土木施工管理技士　・２級又は１級造園施工管理技士

（２）請負者が県の請負業者有資格者名簿に登載されたもの（以下、「有資格者」という。）のうち指名基準表の等級A及びBに格付けされた有資格者である工事。

（３）自主施工工事の試行対象工事は、土木部出先機関等で発注する単年度工事の中から道路建設、道路整備、河川、砂防、港湾、都市計画、公園緑地、漁港、水道、下水道等の工事とする。ただし、新工法を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札価格調査制度対象工事等は、工事の適切・確実な履行を確保する観点から自主施工工事の試行対象とはしない。（石川県土木工事監督要綱の監督技術基準の取扱いについて参照）

18　いしかわ週休２日工事

・週休２日工事(現場閉所)の対象

本工事は、建設現場において週休２日に取り組む「いしかわ週休２日工事」の対象工事である。

週休２日工事（現場閉所）は、原則、工事着手日から工事完了日において、週単位の週休２日の現場閉所を確保することとする。なお、港湾工事においては、月単位の週休２日の現場閉所（４週８休相当）を確保することとする。

実施にあたっては、いしかわ週休２日工事実施要領及び細則の規定に基づき実施すること。

■週休２日工事（現場閉所）

（１）当初設計において,港湾工事では月単位の週休２日（４週８休相当）に係る補正係数を乗じている。

（２）災害復旧工事(港湾・営繕・機械設備工事を除く)の受注者で、週休２日工事（交替制）への変更ができるものとする。

（３）受注者は、現場に週休２日に取り組むことを記載した工事看板（参考図参照）を設置すること。

（４）受注者は、現場着手前に対応する週休２日の休日取得［計画］表（様式１）を作成し、監督員に提出・共有すること。交替制を希望する場合は、様式３を提出すること。

（５）受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は、対応する休日取得［計画］表を修正し、監督員に提出・共有すること。

（６）受注者は、工期最終日までに、対応する休日取得［実績］表を記入し、監督員に提出のうえ確認を受けること。
監督員が休日取得［実績］表により現場閉所の達成状況を確認する。
港湾工事において、月単位の週休２日（４週８休相当）に満たない場合は、補正分を減額変更する。

■工事看板参考図



20　ウィークリースタンス等の推進

本工事は、建設業の働き方改革を推進するため、受発注者協力のもとウィークリースタンス等に取り組むこととする。なお、工事着手前に受発注者間で下記事項について協議のうえ実施し、就業環境の改善に努めること。

＜発注者の取組＞

・受注者からの質問や協議に対する回答については、基本的に「その日のうち」に回答すること。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に行うこと。

・「月曜日の朝一番」及び「各建設会社のノー残業デー翌日の朝一番」を期限とした作業を指示しないこと。

・「金曜日の作業依頼」や「昼休み・定時間際・定時後の作業依頼や打合せ」は控えること。

＜受注者の取組＞

・工事着手前に工程管理方法について綿密に検討のうえ、作業間の関連や工事の進捗状況等を常に把握すること。

・工事実施中において問題が発生した場合は、作業内容や工程及び発生原因等を整理のうえ、速やかに監督職員と書面で協議すること。

21　復興歩掛の導入について

● 復興歩掛

本工事は、復興歩掛の対象工事である。

対象工種は土工の一部、舗装工の一部である。

対象工種であっても、歩掛条件によっては適用外のものがあるため、
対象工種については、下記のＨＰを参考に、当該設計書に適用されて
当該設計書に適用されている歩掛条件から確認すること

＜能登半島地震の被災地で適用する土木工事標準歩掛＞
https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000024.html

＜能登半島地震の被災地（石川県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表
https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm

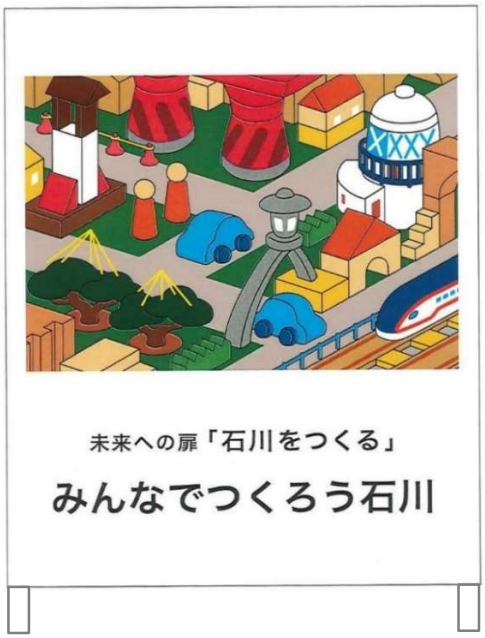
22　その他

1　イメージアップ看板

イメージアップ看板とは建設業の担い手となる就業者を確保するため、建設業の持つ魅力を発信していくことを目的として設置するものである。
対象工事は、当初設計額1,500万円以上とし、現場環境改善費にて対応する。
なお、当初設計額1,500万円未満の工事については、任意とし、現場環境改善費による設置を妨げない。

【イメージアップ看板参考図】

野立型（大）
H1400×W1100



野立型（小）
H1400×W550



壁掛型
H750×W900



技術者及び労働者確保に要する間接費の実績変更に係る特記仕様書

第１条　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費および租税公課」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者及び労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、技術者及び労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて契約変更することができるものとする。

営 繕 費：借上費、宿泊費、労働者送迎費、維持・補修費
（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
租税公課：労働者宿舎の維持・管理に要する租税公課

第２条　受注者は、設計変更を希望する場合、工事着手までに概算の実績予定費を含め様式１により監督員と協議するものとする。なお、実績変更対象費の対象は「技術者および労働者確保に要する間接費の設計変更運用マニュアル（案）」に記載のとおりとする。

第３条　受注者は、労働者確保に要する間接費の設計変更を請求する場合は、工事打合せ簿に、実績報告書（様式３）及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。）を添付して監督員に提出し、請負代金額の変更について協議するものとする。
なお、実績報告書及び証明書類の提出期限等については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

第４条　受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、間接費の設計変更の対象としない。

第５条　発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準及び標準歩掛に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

第６条　発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び法的措置及び入札参加停止等の措置を行う場合がある。

第７条　受注者は、間接費の設計変更に係る契約変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

第８条　受注者は、地域の社会情勢等により、労働者宿舎の設置または修繕が必要となる場合は、「建設業附属寄宿舎規程（厚生労働省）」及び「望ましい建設業寄宿舎に関するガイドライン(厚生労働省)」を満たすものとすること。

第９条　受注者は、前条により労働者宿舎の設置（修繕）する場合、設置（修繕）完了後に、上記規程およびガイドラインに準することを監督員に報告すること。なお、労働基準監督署に寄宿舎設置届を提出している場合は、労働基準監督署の受領印のある寄宿舎設置届の写し及び付帯資料を提出することで報告の代替とすることができるものとする。

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更に係る特記仕様書

下記の建設資材については、安定的な確保を図るために、平常時よりも輸送費をかけて遠隔地から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。

また、購入費（現着の資材単価）及び輸送費に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び輪島市建設工事請負業者等の指名停止に関する要綱に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。

○購入費の対象となる建設資材は、生コンクリート、石材・骨材・土砂、アスファルト合材、コンクリート２次製品とする。

○輸送費の対象は、仮設材（鋼矢板、敷鉄板等）とする。

［協議］

受注者は、遠隔地からの建設資材調達に要する購入費及び輸送費に係る設計変更を請求しようとする場合は、様式１に次の事項を添付し、発注者と協議すること。

①遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称
（使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」）

②遠隔地から資材を調達せざるを得ない理由
（平常時の輸送元に、建設資材がないことを証明する資料※など）
※平常時において出荷可能な３社以上の見積り依頼書及び辞退が明記された回答書等の原本

③製造・生産工場を選定した理由

④建設資材の見積書

⑤その他、監督員が必要と認めるもの

［設計変更の協議］

受注者は最終精算変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）、使用証明資料（納品書等）を工事打合せ簿に添付して監督員に提出し、請負代金額の変更について協議すること。

標 準 仕 様 書

（１）標準仕様書

総　則

１．　下水道工事の施工に関する一般事項は「標準仕様書」による他、「石川県土木工事共通仕様書」「石川県土木工事施工管理基準」各規定に準じて行うものとする。

２．　受注者は工事の施工にあたり、道路法、道路交通法、騒音規制法、労働基準法、建設業法、建設工事講習災害防止対策要綱、その他関係法規を遵守しなければならない。

第１章　一般仕様

本工事に対し必要な仕様は次のとおりとする。

（交通規制及びその他注意事項）

１．　工事施工に際しては、交通、水利、その他公衆に迷惑を及ぼさぬよう留意し、それぞれの策を講ずること。

２．　工事施工に関しては、道路標識令の規定による標識を立て、かつ交通制限をしようとするときは関係官公署と連絡の上、所定の標識を立て、また夜間注意灯、安全柵等の危険防止および交通の安全を図り、工事中事故の起こらぬよう留意すること。

（工程表）

３．　工事施工に先立ち、工事施工の準備、方法、期間等による計画はあらかじめ監督員と協議し、承諾を受けて工程表を提出するものとし、工事工程に変更のある場合は、その都度変更工程表を提出すること。

なお、軽微なものに関してはこの限りでない。

（建物の出入口）

４．　道路を横断する箇所、官公署、学校、病院等の出入口その他、一般家屋においても必要のある場合は、その出入口に対し必要相当な設備を命ずることがある。

（夜間作業）

５．　工事施工上夜間作業の必要があるときは、監督員の承認を得ること。また監督員が必要あると認めたときは、夜間作業を命ずることがある。

（工事による被害）

６．　工事により第三者に被害を及ぼしたときは、受注者の責とし、これに要する費用は受注者の負担とする。

（支給材料）

７．　工事施工中は、地下の既設物件に支障を及ぼさぬよう相当の防護工を施すこと。もし既設物件に損傷を及ぼし、又は便宜上取り壊しを行ったときは、受注者がこれを復旧するものとする。

ただし、監督員が工事進行中当然支障ある地下埋設物であると認めた場合は、発注者側で当該地下埋設物を移設するものとする。この場合、受注者は、これに協力するものとする。

（疑義）

８．　本工事施工において疑義が生じた場合は、監督員と協議し定めるものとする。

第２章　材　料

（材料の規格）

１．　本管材料は下記の規格によるものとする。

（１）ヒューム管の材料は、日本下水道協会規格（JSWAS A-1）

（２）推進管の材料は、（φ250 m/m～φ700 m/m,）　日本下水道協会規格（JSWAS A-6）

（φ800 m/m～φ3000 m/m）　日本下水道協会規格（JSWAS A-2）

（３）硬質塩化ビニル管の材料は、日本下水道協会規格（JSWAS K-1）

（４）ダクタイル鋳鉄管の材料は、日本下水道協会規格（JSWAS G-1）

（検査）

２．　工事用材料は、使用前にその品質、数量、寸法等の検査を受けなければならない。不合格品は使用してはならない。

第３章　工事一般

（施工計画書）

１．　受注者は、工事着手に先立ち、施工計画書を作成し、監督員に提出すること。

２．　施工計画を定めるにあたっては、施工現場の地質状況、埋設物の位置とその規模、交通状況及び家屋の密集度等現場の施工環境に十分留意し、工事の安全かつ円滑な施工の確保と公害防止に努めること。

３．　施工計画の内容について、監督員が「再検討」を指示した場合は、その内容について再度検討のうえ提出すること。

４．　受注者は、監督員に提出した施工計画書に従って工事を施工すること。

５．　施工計画書は一括して提出すること。ただし、やむを得ない理由により、監督員の承諾を得た場合は、これを分割して提出することができる。

６．　施工計画書記載の内容を変更するときは、当該事項の施工前に監督員に申し出て、新たに変更した施工計画書を提出すること。

（事前調査）

７．　受注者は、工事着手に先立ち、下記の調査のうち当該工事に必要な調査を実施して、その結果を所定の様式により監督員に提出すること。

（１）工事損害補償に係る家屋等の事前調査。

（２）各企業者の管理台帳及び試験掘による「試験掘調査報告書」。

（３）酸素欠乏空気発生防止及び井戸枯れ把握に係る井戸分布調査。

（４）地質性状及び地下水位等の調査に係るボーリング調査。

（５）薬液注入工事に伴う調査。

（６）その他必要な調査。

８．　前項の調査に関する試験掘及びボーリング箇所等の詳細については、監督員と協議すること。

（施工管理）

９．　受注者は、工事の出来形及び品質が設計図書に適合するよう十分な施工管理を行うこと。

10.　監督員が工事の出来形及び品質を確認するため、必要な資料の提出を求めたときは、速やかに提出すること。

11.　工事は、施工計画に定められた順序に従ってするものとし、次の工程に進む場合は、必ず前の工程を完了させ、その点検を行うこと。

12.　構築物は、それぞれの工程が完了するごとに監督員の確認を受けること。

13.　工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、他の工事との連絡を密にして、工事に円滑化を図るとともに、既存施設の機能、運営に支障をきたさないよう特に留意すること。

（安全管理）

14. 受注者は、労働災害、公衆災害及び物件損害等の未然防止に努め、「労働安全衛生法」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。
15. 工事が他の工事と競合又は隣接する場合は、相互に協調を図り、安全管理に万全を期することはもちろんの事、トラブル等の起こらぬよう考慮すること。
16. 工事中は、気象情報等に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できるように必要な対策を講じておくこと。
17. 火薬類、劇物類、ガソリン、ガソリンボンベ等の危険物を取り扱い、又は保管する場合は、関係法令に定める危険物取扱主任者を定め、当該危険物取扱主任者の指示に従い、適切に行うこと。
18. 工事中は、水陸交通及び流水等を阻害し、一般公衆に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
19. 工事用資機材、残材、発生材等は、交通及び保安上の障害とならないよう整理し、できる限り速やかに現場外へ搬出処理して、作業現場を常に整頓しておくこと。
20. 工事に圧気を併用する場合は、施工に先立ち、所轄労働基準監督署に「圧気工法作業開始届」を提出し、その写しを監督員に提出すること。

（掘削）

21. 掘削は、図面の形状寸法に合わせ、構造物基礎面基準面より深堀りすることのないように注意し、また凸凹の無いようにすき取らなければならない。
22. 埋戻しは、部分的に構造物が完了したときに、特に監督員の指示により構造物に左右均等になるように埋戻し、厚さ 20cm 毎に転圧機を用い、入念に締固めること。

埋戻し（在来土）材料使用基準について

埋戻し材料として在来土を使用する場合は、下記の規定に適合するものとする。

・最大寸法　　100mm
・4760μ（No.4）　フルイ通過量　25～100%
・74μ（No.200）　フルイ通過量　0～25%
・塑性指数　　10 以下（道路土工　施工指針 P.223）

（残土処分）

23. 一般に市街地の道路の掘削であるから特に交通上の問題に留意し、掘削土砂は速やかに運搬すること。

（基礎工）

24. 図面指示寸法どおりに十分な突き固めを行うこと。

（管渠布設）

25. 管渠の布設は、中心線が直線となり、かつ縦断図に示された管勾配が正確であるよう基礎上に堅固に据え付けて布設すること。桝取付管の取付位置は、桝位置との関係に特に留意し、監督員の指示により施工すること。

（切管及び取付ソケット管の施工）

26. 管切断及び取付ソケット管のための削孔は、管切断の切り口が凸凹の無いよう、削孔は、定規をあて余分に削り取らないよう、又、ひびわれ破損など起こさぬように注意すること。

（人孔）

27. 人孔は、構造図により管渠工事とともに順次築造すること。人孔に取付けるべき流入管は、縦断図に示された管底高及び勾配により正確に取付け、漏水等が生じないよう目地仕上げ等を入念に行う。

（路面復旧）

28. 埋戻し後、路面不陸整正をし、転圧後、設計による路面復旧を行う。また、舗装仮復旧から本復旧までの間に沈下等が生じた場合は、受注者の責とし、これに要する費用は、受注者の負担とする。

（写真調査）

29. 本工事は、地下に埋設されるため、監督員の指示に従い写真を撮影し、検査の対象とすること。この費用については、受注者の負担とする。

（工事日誌、材料検収簿）

30. 受注者は、日々の工事日誌、材料検収簿を作成し提出のこと。

（土留め工）

31. 工事施工に先立ち受注者の責において十分現場の状況（土質、地下水、地下埋設物、隣接家屋、その他）を調査把握し、事前に被害の防止対策を検討し、工事に着手しなければならない。

（汚水桝取付管の材料）

32. 硬質塩化ビニル管（以下「塩ビ管」という。）の材料は、JSWAS K-1「下水道用硬質塩化ビニル管」によること。

33. 日本下水道協会の認定工場において、製造又は取り扱っている製品（滑材、接着剤、接合材、ゴム輪、塩ビ管用仮蓋等を含む。）とすること。

（取付管の布設）

34. 管の接合は、接着剤接合、ゴム輪接合又は併用接合とし、侵入水等が生じないように入念に行うこと。接合は本管側から進めて、寸法出しは正確にすること。

35. 布設の際は、受け口を上流とし、床つけ面を荒らさないよう注意して、支管部分に曲げ荷重を発生させないよう管下端の空隙は十分に埋戻し材を充填し突き固めること。

（汚水桝設置）

36. 円形で強度及び耐久性のあるプラスチック製（硬質塩化ビニル、ポリプロピレン等）とすること。内径又は内のりを 20cm～50cm とし、適用深さは、原則として 1.5m以内で使用する。

ふたは、硬質塩化ビニル製、レジンコンクリート製、鋳鉄製（ダクタイルを含む）及びその他堅固で耐久性のある材料で造られた密閉ぶたとし、中央に輪島市章入りのものとする。

（後片付け）

37. 舗装切断による排水、釜場排水等により道路側溝に多量の土砂が堆積しているので、取り除くこと。

（検査）

38. 管渠の接続状況等、目視できない部分については、テレビカメラによる検査を行う。これに要する費用は、受注者の負担とする。

（会計検査）

39. 会計検査受検のための管内清掃等に要する費用は、受注者の負担とする。

（契約後の疑義）

40. 工事見積にあたっては、設計内容について疑義を十分正しておくこと。契約後設計書及び仕様書に疑義が生じたときは、すべて本市の指示に従うものとする。

特記仕様書(追加)

１．　受注者は、契約後直ちに現地調査を行い、設計内容を確認し、相違があれば監督員に連絡すること。

２．　設計変更の生じた工事について受注者は、監督員に次の事項について資料を作成のうえ提出すること。

（１）設計変更に係る図面の作成

（２）設計変更に係る数量の作成

（３）その他、監督員が必要と認めるもの

３．　道路通行禁止・制限等の申請について、制限実施予定日の一週間以上前に関係機関（輪島警察署、輪島市建設部土木課）に必要書類を提出のこと。ただし、国・県道の場合には、別途監督員に協議すること。

４．　アスファルト・コンクリート殻等の建設廃材処理については、下記の処理場まで運搬廃棄し、工事竣工検査に写真・伝票（マニフェスト）等を確認できるよう整理し提出すること。

（１）アスファルト殻：大同開発(株)・・・輪島市三井町洲衛 13 字 23-5

TEL.0768-26-1118

→<03-1>中間処理（破砕）

（２）コンクリート殻：(株)中部資源再開発・・・鳳珠郡能登町字大田原ヌ 6-1

TEL.0768-67-2214

→<53-4>中間処理（破砕）

５．　現場発生土について

【標準仕様書第３章 23.】を遵守のうえ、下水道工事にかかる現場発生土は、下記の処理場まで運搬、処理し、工事竣工検査に写真・伝票（マニフェスト）等を確認できるよう整理し、提出すること。

・門前建設業協同組合・・・輪島市門前町鍛冶屋ソ-19 他 6 筆

TEL 0768-42-0337

（１）受入地周辺整備費は、全土量を対象として変更設計時に積上げ精算するものとする。

（受入地周辺整備費については、対象土量に応じて上限額の設定あり）

（２）関係機関（輪島市農業委員会・道路管理者・河川管理者等）への各種届出・許可申請等の事務手続きに関する措置を適切に行うこと。

（３）残土処分位置平面図（経路表示）を搬入開始以前に監督員に提出すること。

６．　事業損失防止施設費について

（１）建物等事前調査は、共通仮設費（事業損失防止施設費）により積上げ計上するもの

とする。

（２）当該調査は、原則として工事箇所に面する建物等の壁面から 5.0mに係る範囲を部屋単位で調査するものとする。ただし、指定された範囲外で当該工事による影響が懸念される部屋や他の家屋については、受注者の責任において適宜調査を実施することはこの限りではない。

（３）当該調査については、建築に関する専門的な知識を有する補償コンサルタント等に委託し、調査後に報告書を提出するものとする。

（４）打合せ協議については、発注者・受注者・調査委託業者との三者で実施するものとする。これらの実施内訳として、調査着手前の初回打合せと報告書提出時の最終打合せの２回は、必須事項として実施する。また、中間打合せは、調査の重要な区切り及び案件が生じた場合に行うものとし、その回数は、内容等を考慮して必要に応じて実施するものとする。

７．　公共桝設置について

【標準仕様書第３章 36.】を遵守のうえ、「公共桝設置位置調査」にあたっては、家屋所有者に水周等の聞き取り及び現地調査を入念に行い、将来の排水設備工事に支障の無いよう公共桝の設置位置・設置深を提案し決定すること。調査不備により支障が生じた場合は、不可抗力と認められるものを除き、受注者の責任において手直しを実施するものとする。

８．　舗装仮復旧の管理期間と実施要領について

舗装仮復旧は、路盤材等の飛散防止を含む道路通行者の安全確保や埋戻転圧後の自然圧密沈下による路床安定を期待するものである。したがって、舗装本復旧までの路面管理（舗装仮復旧管理）については、竣工検査以後も引き続き点検・修繕を受注者の責任において適宜実施するものとする。なお、舗装仮復旧は即日実施を原則とするが、これにより難い場合には、その都度監督員と協議のうえ、適切な指示を受けること。

輪島市型グラウンドマンホール

φ600／φ900-600／φ300(防護蓋)

性　能　規　定　書

輪 島 市 上 下 水 道 局

目　次

Ⅰ．〔グラウンドマンホール〕

１．適用範囲・・・・・・・・・・・・・　１
２．製品構造・機能及び寸法・・・・・　１
３．材　質・・・・・・・・・・・・・・　４
４．製作及び表示・・・・・・・・・・・　４
５．塗　装・・・・・・・・・・・・・・　４
６．製品検査・・・・・・・・・・・・・　４
７．材質検査・・・・・・・・・・・・・　８

Ⅱ．〔検査実施要領、その他〕

１．再検査・・・・・・・・・・・・・・１０
２．検査実施要項・・・・・・・・・・・１０
３．一般事項・・・・・・・・・・・・・１１
４．質　疑・・・・・・・・・・・・・・１１

主要寸法測定箇所・・・（１）直接蓋
主要寸法測定箇所・・・（２）防護蓋
別図－①・・・・・・・専用開閉器具
別図－②－１・・・・・ふたの表面模様（旧輪島市地区）
別図－②－２・・・・・ふたの表面模様（旧門前町地区）
別図－③・・・・・・・荷重試験要領図
別図－④・・・・・・・耐揚圧強度試験要領図
別図－⑤・・・・・・・浮上しろ測定方法
別図－⑥・・・・・・・転落防止装置荷重試験要領図
別図－⑦・・・・・・・転落防止装置耐揚圧強度試験図
別図－⑧・・・・・・・Ｙブロック検査の試験片採取位置
別図－⑨・・・・・・・試験片採取位置
別図－⑩・・・・・・・下水道協会標章及び種類の記号鋳出し配置図

Ⅰ．〔グラウンドマンホール〕

1．　適用範囲

この性能規定書は、輪島市が使用する鉄蓋(種類については下表参照)に適用する。

JSWAS 区分		種　類	荷重区分
直接蓋	G-4 準拠	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞﾏﾝﾎｰﾙ呼び 600	T-25
		ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞﾏﾝﾎｰﾙ呼び 900-600	T-14
防護蓋	G-3 準拠	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞﾏﾝﾎｰﾙ呼び 300（防護蓋）	T-25 T-14

2．　製品構造・機能及び寸法

2－1．［グラウンドマンホール呼び６００］

（1）　製品の基本構造及び寸法は、(社)日本下水道協会　下水道用鋳鉄製マンホールふたＪＳＷＡＳ　Ｇ－４に準ずる。

（2）　ふたと受枠の接触面は、全周にわたって勾配をつけ、双方がたつきのないように機械加工によって仕上げ、外部荷重に対し、がたつきを防止できる性能を有すること。

（3）　製品は、ふたと受枠とが蝶番構造により連結され、ふたの取付け及び離脱が容易であると共に、ふたが受枠から逸脱することなく１８０度転回及び３６０度旋回できること（逸脱防止性能）。また、ふたの蝶番取付け部からの雨水及び土砂の流入を防止できること。

（4）　ふたは、閉蓋することで施錠する構造であり、勾配嵌合による食込みに対して本市指定の専用開閉器具(別図－①)を使用しない限り容易に開けられない構造であること（不法開放防止性能）。また、開閉器具用穴は旧輪島市地区はコジリ穴、旧門前町地区は長穴とし、ふたの上部よりの土砂浸入ができるだけ防止できるものであること。

（5）　製品は、マンホール内の流体揚圧に対し、一定の高さまで浮上し圧力を解放し、また一定の圧力まではふたの開放を防止できること（圧力解放耐揚圧性能）。

（6）　梯子型の受枠は、マンホール内の流体揚圧に対し耐揚圧性能を有し、安全性の確保と昇降を容易にする梯子付転落防止装置を標準装備すること。

（7）　一般型の受枠は、安全性の確保と昇降を容易にするため手持ちがあり、必要に応じ、マンホール内の流体揚圧に対し耐揚圧性能を有するロック付後付け梯子の取付けが可能であること。

（8）　除雪型の受枠は、除雪車に装着された排土板が、除雪作業中に受枠との接触による衝撃を緩和できる構造であること。ふたの上面外周部は、傾斜状に面取りをした構造であること。

（9） 調整駒は施工時のアンカーボルト締め過ぎによる受枠の変形防止及び道路勾配に対する微調整が可能な機能を有し、施工性、操作が簡単な構造であること。また、施工後において既設のアンカーボルト及び調整駒を使用した嵩上げが容易に行えるように、保護スリーブの装着が可能であること。

(10) グラウンドマンホールの施工は調整部との耐久性を保持するため、無収縮性・高流動性・超早強性を有する調整部材を使用するものであること。

(11) ふたの表面模様は、旧輪島市地区は「御陣乗太鼓/朝市/輪島塗」とし添付図面（別図－②－1）、旧門前町地区は「雪割草」とし添付図面（別図－②－2）のとおりとする。

２－２．［グラウンドマンホール呼び９００－６００］

（1） 製品の基本構造及び寸法は、(社)日本下水道協会　下水道用鋳鉄製マンホールふたＪＳＷＡＳ　Ｇ－４に準ずる。

（2） 親蓋と受枠及び子蓋と親蓋の接触面は、全周にわたって勾配をつけ、双方がたつきのないように機械加工によって仕上げ、外部荷重に対し、がたつきを防止できる性能を有すること。

（3） 親蓋と受枠は、蝶番構造により連結されるか、ボルト緊結されること。子蓋と親蓋は蝶番構造により連結され、子蓋の取付け及び離脱が容易であると共に、親蓋から子蓋が逸脱することなく１８０度転回及び３６０度旋回できること（逸脱防止性能）。また、蝶番取付け部からの雨水及び土砂の流入を防止できること。

（4） 旧輪島市地区の製品の子蓋は閉蓋することで施錠する構造であり、勾配嵌合による食込みに対して本市指定の専用開閉器具(別図－①)を使用しない限り容易に開けられない構造であること（不法開放防止性能）。また、開閉器具用穴はコジリ穴とし、親蓋・子蓋の上部よりの土砂浸入ができるだけ防止できるものであること。

（5） 旧門前町地区の製品の親蓋、子蓋共に閉蓋することで自動的に施錠する構造であり、勾配嵌合による食込みに対して本市指定の専用開閉器具(別図－①)を長穴形状の開閉器具用穴に挿入し使用しない限り容易に開けられない構造であること（不法開放防止性能）。また、親蓋・子蓋の上部よりの土砂浸入ができるだけ防止できるものであること。

（6） 子蓋は、マンホール内の流体揚圧に対し、一定の高さまで浮上し圧力を解放し、また一定の圧力までは子蓋の開放を防止できること(圧力解放耐揚圧性能)。

（7） 親蓋は（子蓋開口部には）、マンホール内の流体揚圧に対し耐揚圧性能を有し、安全性の確保と昇降を容易にする梯子付転落防止装置の標準装備すること。

（8） 調整駒は施工時のアンカーボルト締め過ぎによる受枠の変形防止及び道路勾配に対する微調整が可能な機能を有し、施工性、操作が簡単な構造であること。また、施工後において既設のアンカーボルト及び調整駒を使用した嵩上げが容易に行えるように、保護スリーブの装着が可能であること。

（9）　グラウンドマンホールの施工は調整部との耐久性を保持するため、無収縮性・高流動性・超早強性を有する調整部材を使用するものであること。

(10)　除雪型の受枠は、除雪車に装着された排土板が、除雪作業中に受枠との接触による衝撃を緩和できる構造であること。親蓋・子蓋の上面外周部は、傾斜状に面取りをした構造であること。

(11)　子蓋の表面模様は、旧輪島市地区は「御陣乗太鼓/朝市/輪島塗」とし添付図面（別図－②－1）、旧門前町地区は「雪割草」とし添付図面（別図－②－2）のとおりとする。

2－3．［グラウンドマンホール呼び３００(防護蓋)］

（1）　製品の基本構造及び寸法は、(社)日本下水道協会　下水道用鋳鉄製防護ふたＪＳＷＡＳ　Ｇ－３に準ずる。

（2）　ふたと受枠の接触面は、全周にわたって勾配をつけ、双方がたつきのないように機械加工によって仕上げ、外部荷重に対し、がたつきを防止できる性能を有すること。

（3）　製品は、ふたと受枠とが蝶番により連結され、ふたが受枠から逸脱することなく１８０度転回及び３６０度旋回できること（逸脱防止性能）。また、ふたの蝶番取付け部からの雨水及び土砂の流入を防止できること。

（4）　ふたは、閉蓋することで施錠する構造であり、勾配嵌合による食込みに対して本市指定の専用開閉器具(別図－①)を使用しない限り容易に開けられない構造であること（不法開放防止性能）。また、開閉器具用穴は旧輪島市地区はコジリ穴、旧門前町地区は長穴とし、ふたの上部よりの土砂浸入ができるだけ防止できるものであること。

（5）　台座の種類は再生プラスチック、レジンコンクリート、鉄筋コンクリートのいずれかとする。

（6）　受枠と台座はボルト緊結が可能であること。

（7）　ふたの表面模様は、旧輪島市地区は「御陣乗太鼓/朝市/輪島塗」とし添付図面（別図－②－1）、旧門前町地区は「雪割草」とし添付図面（別図－②－2）のとおりとする。

３．　材　　質

製品〔ふた、受枠〕は、ＪＩＳＧ５５０２(球状黒鉛鋳鉄品)に準拠し、第７項各号の規定に適合するものでなければならない。

４．　製作及び表示

製品には、製造業者の責任表示として、ふた裏面に種類及び呼びの記号、材質記号、製造業者のマーク又は略号、及び製造年〔西暦下二桁〕をそれぞれ鋳出しすること。

４－１　(社)日本下水道協会の認定工場制度において下水道用資器材Ｉ類の認定資格を取得した製造業者は、その認定工場で製造した認定適用資器材の製品のふた裏面に(社)日本下水道協会の認定表示を鋳出しすること。

５．　塗　　装

製品は、内外面を清掃した後、乾燥が速やかで、密着性に富み、防食性、耐候性に優れた塗料によって塗装しなければならない。

６．　製品検査

本項の各検査は、当該性能規定書にもとづき製作された製品中、本市検査員指示のもとに３組を準備し、その内１組によって行う。

６－１　外観、寸法検査

６－１－１　外観検査

外観検査は塗装完成品で行い、有害なきずがなく、外観が良くなくてはならない。

６－１－２　寸法検査

寸法検査は添付「主要寸法測定箇所」に基づいて行う。

寸法の公差は、特別に指示のない場合、鋳放し寸法についてはＪＩＳＢ０４０３(鋳造品－寸法公差方式及び削り代方式)のＣＴ１１(肉厚はＣＴ１２)を適用し、削り加工寸法についてはＪＩＳＢ０４０５(普通公差－第１部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差)のｍ(中級)を適用する。

単位:mm

鋳造加工(JIS B 0403)						
長さの許容差						
寸法の区分	10以下	10を超え16以下	16を超え25以下	25を超え40以下	40を超え63以下	63を超え100以下
CT11	±1.4	±1.5	±1.6	±1.8	±2.0	±2.2
寸法の区分	100を超え160以下	160を超え250以下	250を超え400以下	400を超え630以下	630を超え1000以下	1000を超え1600以下
CT11	±2.5	±2.8	±3.1	±3.5	±4.0	±4.5

肉厚の許容差					
寸法の区分	10以下	10を超え16以下	16を超え25以下	25を超え40以下	40を超え63以下
CT12	±2.1	±2.2	±2.3	±2.5	±2.8

削り加工(JIS B 0405)					
寸法の区分	0.5以上6以下	6を超え30以下	30を超え120以下	120を超え400以下	400を超え1000以下
m(中級)	±0.1	±0.2	±0.3	±0.5	±0.8

6－2　ふたの支持構造および性能試験

ふたと受枠を嵌合させたものを供試体とし、ふたに次表の通りの予荷重を加えた後、以下のいずれかの方法で、がたつきがないことを確認する。

ふたのがたつきの確認は、目視で行う。

種　類	荷重区分	予荷重
グラウンドマンホール呼びφ600	T－25	100
	T－14	55
小型ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞﾏﾝﾎｰﾙ呼び300防護蓋	T－25	50
	T－14	28
親子蓋呼び900-600	T－25	100
	T－14	55

① プラスチックハンマー(2ポンド程度)で、ふたの中央及び端部付近をたたく。

② 鋼球(5～10 kg)を0.8～1mの高さから、ふたの中央及び端部付近に落下させる。

③ その他、上記に類する方法。

6－3　ふたの不法開放防止性能試験

ふたの不法開放防止性能試験は、バール、つるはしなどの専用工具以外にてふたの開放操作を行い、容易に開放できないことを確認する。

6－4　ふたの逸脱防止性能試験

ふたの逸脱防止性能検査は、ふたを３６０度旋回及び１８０度転回させた際、ふたの逸脱がないことを確認する。

６－５　荷重検査

検査に際しては、別図－③のように供試体をがたつきがないように試験機定盤上に載せ、ふたの上部中心に厚さ６㎜の良質のゴム板(中央φ５０㎜以下穴明)を載せ、更にその上に、鉄製載荷板(中央φ５０㎜以下穴明)を置き、更にその上に鉄製やぐらを置き、その間にＪＩＳＢ７５０３に規定する目量0.01㎜のダイヤルゲージを針がふた中央に接触するように両端をマグネットベースで固定して支持する。ダイヤルゲージの目盛りを０にセットした後、一様な速さで５分間以内に鉛直方向に試験荷重に達するまで加え、６０秒静置した後、静置後のたわみ、及び荷重を取り去ったときの残留たわみを測定する。

なお、検査前にあらかじめ荷重(試験荷重と同一荷重)を加え、ふたと受枠を食い込み状態にしてから検査を行う。

検査基準は次表の通りで、この値に適合しなければならない。

JSWAS 区分		種　類	荷重区分	載荷板(㎜)	試験荷重(kN){tf}	たわみ(㎜)	残留たわみ(㎜)
直接蓋	G-4 準拠	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞﾏﾝﾎｰﾙ 呼び600	T-25	200×500	210{21.41}	2.2以下	0.1以下
			T-14		120{12.24}	2.2以下	0.1以下
		ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞﾏﾝﾎｰﾙ 呼び900-600	T-25	200×500	210{21.41}	3.2以下	0.1以下
			T-14		120{12.24}	3.2以下	0.1以下
防護蓋	G-3 準拠	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞﾏﾝﾎｰﾙ 呼び300 (防護蓋)	T-25	200×250	105{10.70}	1.3以下	0.1以下
			T-14		60{ 6.12}	1.3以下	0.1以下

(たわみ、残留たわみは必ずふたの中心点を測定するものとする。)

６－６　破壊検査

６－５荷重検査でたわみ及び残留たわみを測定した後、再度荷重を加え、破壊荷重を測定する。

検査基準は次表の通りで、この値に適合しなければならない。

JSWAS 区分		種　類	荷重区分	破壊(kN){tf}
直接蓋	G-4 準拠	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞﾏﾝﾎｰﾙ 呼び600	T-25	700以上{71}
			T-14	400以上{41}
		ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞﾏﾝﾎｰﾙ 呼び900-600	T-25	700以上{71}
			T-14	400以上{41}
防護蓋	G-3 準拠	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞﾏﾝﾎｰﾙ 呼び300 (防護蓋)	T-25	350以上{36}
			T-14	200以上{20}

６－７　耐揚圧強度検査（錠及び蝶番）（グラウンドマンホール呼び６００に適用）

この検査は、別図－④に示すように供試体を蝶番部、自動錠部の２点で支持するように試験機定盤上に載せ、ふた裏面中央のリブに厚さ６㎜の良質のゴム板を載せ、更にその上に長さ２００㎜、幅２５０㎜、厚さ５０㎜程度の鉄製載荷板を置く。

この箇所に荷重を加えたとき、６０～１０６kNの範囲内で自動錠が破断すること。また、蝶番は自動錠より先に破断しないこと。

但し、蝶番、自動錠の錠部で支持していることを必ず確認して試験を行うこと。

６－８　浮上しろ検査（グラウンドマンホール呼び６００に適用）

この検査は、別図－⑤に示すように供試体を蝶番部、自動錠部の２点で支持するように試験機定盤上に載せ、ふたの浮上しろをノギスにて測定する。

浮上しろは、２０㎜以下とする。

６－９　荷重検査（転落防止装置）（グラウンドマンホール呼び６００に適用）

検査に際しては、別図－⑥のように供試体をがたつきがないように受枠に取付け、供試体中心部に厚さ６㎜の良質のゴム板を載せ、更にその上に長さ 250mm、幅 100mm、厚さ 20 ㎜以上の鉄製載荷板を置き、一様な速さで鉛直方向に 4.5kN{0.46tf}の荷重を加えたとき、亀裂及び破損があってはならない。

６－10　耐揚圧強度検査（転落防止装置）（グラウンドマンホール呼び６００に適用）

この試験は、別図－⑦に示すように供試体を受枠取付け部、ロック部で支持するように試験機定盤上に載せ、転落防止装置中央に厚さ６㎜の良質のゴム板を載せ、更にその上に長さ２５０㎜、幅４００㎜、厚さ５０㎜程度の鉄製載荷板を置く。

この箇所に下記の荷重を加えたとき、転落防止装置の脱落、破損等の異常がないこと。

耐揚圧荷重強さ(kN)＝転落防止装置の投影面積(m^2)×0.38MPa×1000

６－11　黒鉛球状化率判定検査（グラウンドマンホール呼び６００に適用）

この検査は、ふた裏面中央のリブ上を良く研磨し、ＪＩＳＧ５５０２の黒鉛球状化率判定試験に準じて黒鉛球状化率を判定する。

黒鉛球状化率は、８０％以上であること。

7．　材質検査

材質検査は、ふた及び受枠について行うものとする。

7－1　Yブロックによる検査方法

ふた及び受枠の引張り、伸び、硬さ、腐食、黒鉛球状化率判定の各検査に使用する試験片は、ＪＩＳＧ５５０２Ｂ号Yブロック(供試材)を製品と同一条件で、それぞれ予備を含め３個鋳造し、その内の１個を、別図－⑧に示すYブロックの各指定位置よりそれぞれ採取する。

なお、各検査は、本市検査員立会のもとに行う。

7－1－1　Yブロックによる引張り、伸び検査

この検査は、ＪＩＳＺ２２０１(金属材料引張試験片)の４号試験片を別図－⑧に示す指定位置より採取し、別図－⑧に示す寸法に仕上げた後、ＪＩＳＺ２２４１(金属材料引張試験方法)に基づき、引張強さ及び伸びの測定を行う。

検査基準は次表の通りで、この値に適合しなければならない。

区　　分	引張強さ(N/mm²) {kgf/mm²}	伸　び　(%)
ふた	７００　以上　　{７１}	５～１２
受枠	６００　以上　　{６１}	８～１５

7－1－2　Yブロックによる硬さ検査

この検査は、別図－⑧の指定位置より採取した試験片にて行う。

検査方法は、ＪＩＳＺ２２４３(ブリネル硬さ試験方法)にもとづき、硬さの測定を行う。

検査基準は次表の通りで、この値に適合しなければならない。

区　　分	ブリネル硬さ　ＨＢＷ１０/３０００
ふた	２３５　以　上
受枠	２１０　以　上

7－1－3　Yブロックによる腐食検査

この検査は、別図－⑧の指定位置より採取した直径２４±０．１㎜、厚さ３±０．１㎜の試験片を表面に傷なきよう良く研磨し、付着物を充分除去した後、常温の（１：１）塩酸水溶液１００㎖中に連続９６時間浸漬後秤量し、その腐食減量の測定を行う。

検査基準は次表の通りで、この値に適合しなければならない。

区　　分	腐　食　減　量　（ｇ）
ふた	０．５　以　下
受枠	０．８　以　下

7－1－4　Yブロックによる黒鉛球状化率判定検査

この検査は、別図－⑧の指定位置より採取した試験片にて行う。

検査方法は、ＪＩＳＧ５５０２の黒鉛球状化率判定試験に基づき黒鉛球状化率を判定する。

黒鉛球状化率は、８０％以上であること。

7－2　ふたの製品実体による切出し検査方法

この検査はグラウンドマンホール呼び６００に適用し、供するふたは本市検査員の指示のもとに１個を準備し行う。

引張り、伸び、硬さ、腐食の各検査に使用する試験片は、本市検査員立会のもとに、別図－⑨に示すふたの指定位置を切断した供試材より採取する。

7－2－1　製品切出しによる引張り、伸び検査

この検査は、別図－⑨に示す指定位置より採取したＪＩＳＺ２２０１の４号試験片に準じた試験片によって、検査項目７－１－１項〔引張り、伸び検査〕に準拠して行う。

検査基準は次表の通りで、この値に適合しなければならない。

区　分	引張強さ(N/mm²) {kgf/mm²}	伸　び（%）
ふた	６３０　以上　{６４}	４～１３

7－2－2　製品切出しによる硬さ検査

この検査は、別図－⑨に示す指定位置より採取した試験片によって、検査項目７－１－２項〔硬さ検査〕に準拠して行う。

検査基準は次表の通りで、この値に適合しなければならない。

区　分	ブリネル硬さ HBW10/3000
ふた	２１０　以　上

7－2－3　製品切出しによる腐食検査

この検査は、別図－⑨に示す指定位置より採取した試験片によって、検査項目７－１－３項〔腐食検査〕に準拠して行う。

検査基準は次表の通りで、この値に適合しなければならない。

区　分	腐　食　減　量　（g）
ふた	０．６　以　下

Ⅱ．〔検査実施要領、その他〕

1．　再 検 査

上記各項目の検査のいずれかにおいて規定値を満足しない場合は、その項目について再検査を行う。

再検査に使用する供試体は、Ｙブロックについては予備に鋳造した残り２個を、製品については、抜取った残り２組を使用する。実体切出しについては、別に２個準備する。ただし、再検査項目については、２個又は２組共に合格しなければならない。

2．　検査実施要項

検査の実施においては、本性能規定書の各項目に定められた検査とは別に、製造工場における管理体制の実態調査の為、工場調査を実施するものとする。

〔グラウンドマンホール〕

２－１　新たに認定を受けようとする業者の場合は、次の要領にもとづく審査を行うものとする。

２－１－１

(社)日本下水道協会の認定資格取得工場については、(社)日本下水道協会発行の認定書「下水道用資器材製造工場認定書」をもって工場調査は省略する。

本性能規定書の「製品検査」の各項目及び「材質検査」の各項目において定められた検査については、本市検査員立会のもとに行うものとする。

２－１－２

認定資格取得工場以外については、(社)日本下水道協会「下水道用資器材製造工場基本調査要領」（平成３年１０月２１日制定）にもとづき工場調査を実施し本性能規定書の「製品検査」の各項目及び「材質検査」の各項目に定められた検査については、上記認定資格取得工場と同様の検査を実施する。

２－２　製造業者の年度の認定更新にかかわる検査は、次の要領にもとづく検査を行うものとする。

２－２－１

製造業者の認定にかかわる年度更新検査については、すべての指名製造業者を対象に本市が指定した検査日及び検査場所において、本性能規定書「製品検査」の各項目及び「Ｙブロックによる検査方法」の各項目において定められた検査を年１回本市検査員立会のもとに行うものとする。但し、本市検査員が必要と認めた場合には「ふたの製品実体による切出し検査方法」の各項目において定められた検査も行うものとする。

又本市検査員が必要と認めた場合には工場調査も実施する。

２－２－２

本市が不必要と認めた場合には認定更新にかかわる検査を省略することがある。

２－３　本市の当該年度工事に使用する製品の受け入れ検査については、次の要領にもとづく検査を行うものとする。

２－３－１

年度更新検査に合格し、その年度内に納入する製品の検査については、(社)日本下水道協会の認定資格取得工場は、別図－⑩に示す(社)日本下水道協会の認定標章を鋳出し表示することにより本性能規定書の各項目に定められた検査を省略する。認定資格取得工場以外の製品については、本性能規定書の「製品検査」の各項目及び「Ｙブロックによる検査方法」の各項目において定められた検査を実施する。

２－４　検査に供する製品及び検査費用については、製造業者の負担とする。

３．　一般事項

３－１　本性能規定書の単位は、国際単位系(ＳＩ)によるものであるが、参考として従来単位を{　}で併記している。

３－２　本性能規定書の実施は平成２１年６月１日とする。

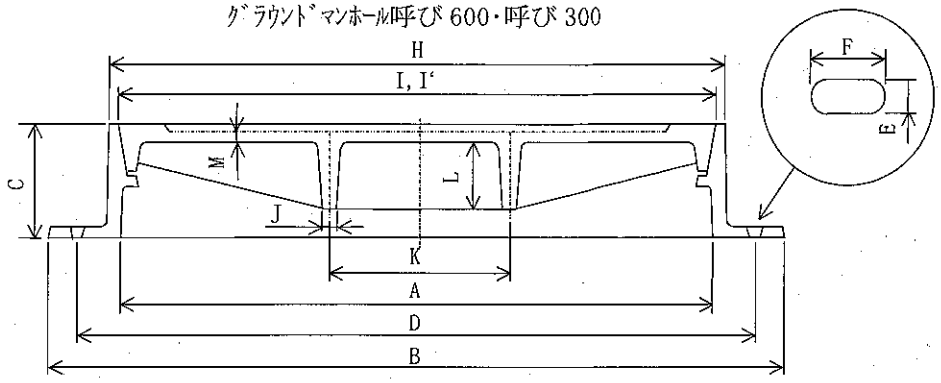
４．　疑　　義

以上の事項に該当しない疑義については、協議の上決定するものとする。

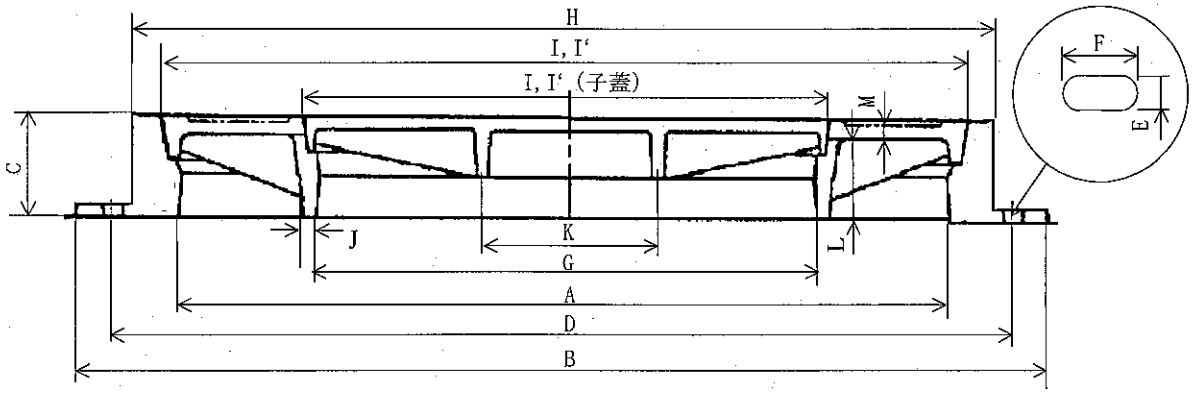
主要寸法測定箇所

1．直接蓋

ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞﾏﾝﾎｰﾙ呼び 600・呼び 300



ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞﾏﾝﾎｰﾙ呼び 900-600



主要寸法及びその許容差

・ふた　　【単位：mm】

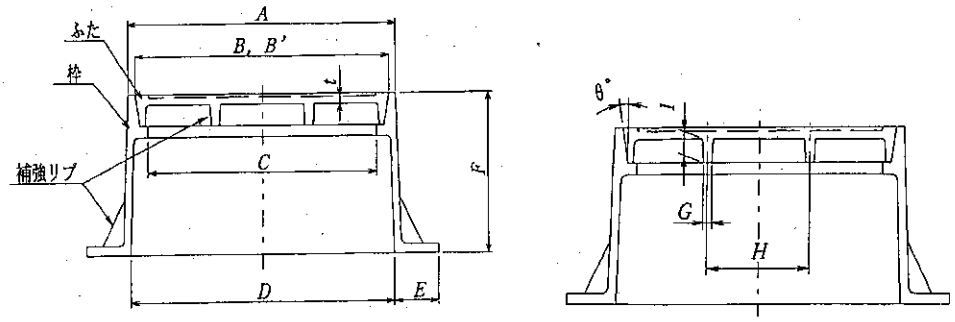
	測定箇所	I	I, I’（子蓋）	J	K	L		M
						T-25	T-14	
ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞﾏﾝﾎｰﾙ呼び 600	図面寸法	－	－	－	－	－	－	－
	許 容 差	±0.3	－	±2.2	±2.8	±2.0	±2.0	±2.1
ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞﾏﾝﾎｰﾙ呼び 900-600	図面寸法	－	－	－	－	－	－	－
	許 容 差	±0.3	±0.3	±2.2	±2.8	±2.2	±2.0	±2.2

・受枠　　【単位：mm】

	測定箇所	A	B	C	D	E	F	G	H	I‘
ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞﾏﾝﾎｰﾙ呼び 600	図面寸法	600	820	110	760	22※	40※	－	－	－
	許 容 差	±3.5	±4.0	±2.5	±4.0	±1.6	±1.8	－	±4.0	±0.3
ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞﾏﾝﾎｰﾙ呼び 900-600	図面寸法	900	1140※	120※	1060	22※	40※	600	－	－
	許 容 差	±4.0	±4.5	±2.5	±4.5	±1.6	±1.8	±3.5	±4.5	±0.3

※標準寸法を示す。

2．防護蓋



最小寸法

・ふた　【単位：mm】

測定箇所		B	G	H	I	t
ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞﾏﾝﾎｰﾙ呼び300(防護蓋)	T-25, T-14	386	－	－	－	6

・受枠　【単位：mm】

測定箇所		A	B’	C	D	E	F
ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞﾏﾝﾎｰﾙ呼び300(防護蓋)	T-25, T-14	403	386	360	400	40	110
							150

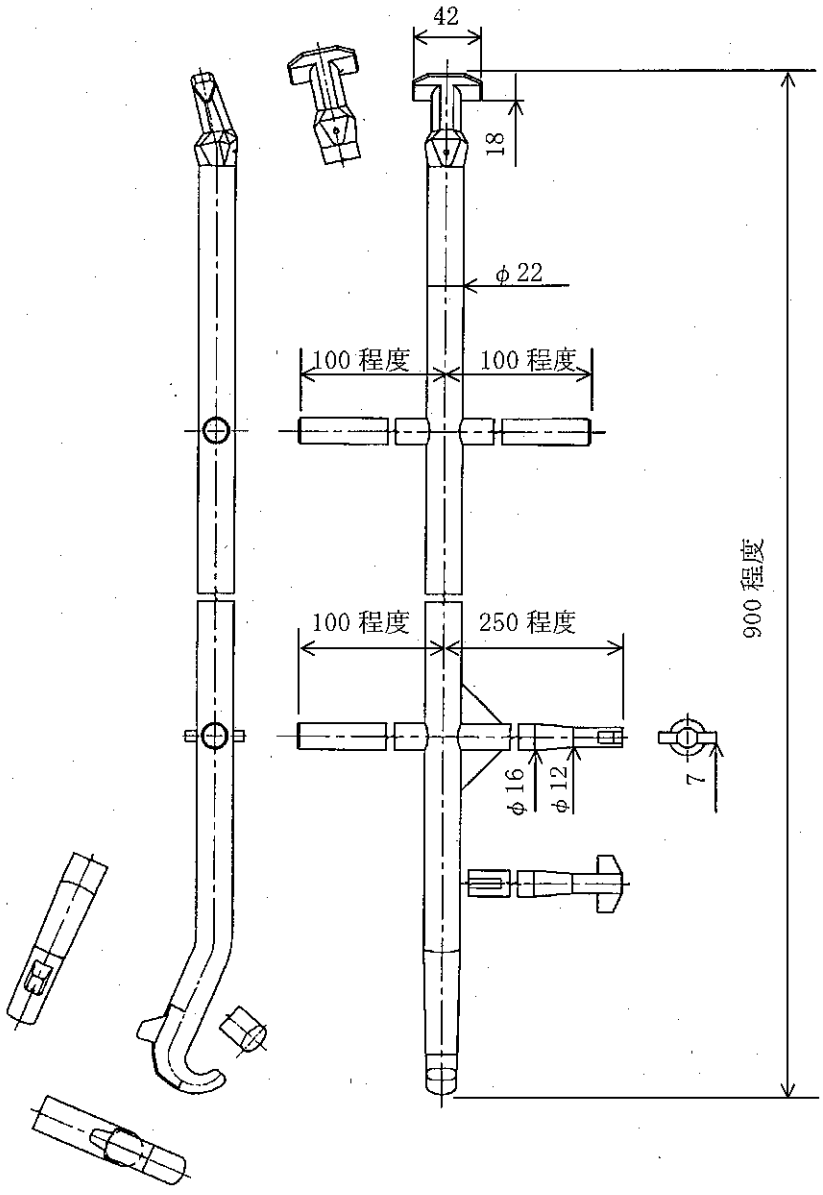
許容差

B、B’（こう配受け）		B、B’（平受け）及びA、C、D、E、H、I		G、t	
寸法区分	許容差	寸法区分	許容差	寸法区分	許容差
寸法にかかわらず	±0.3	10以下	±1.4	10以下	±2.1
		10を超え16以下	±1.5	10を超え16以下	±2.2
		16を超え25以下	±1.6	16を超え25以下	±2.3
		25を超え40以下	±1.8	25を超え40以下	±2.5
F		40を超え63以下	±2.0		
		63を超え100以下	±2.2		
寸法区分	許容差	100を超え160以下	±2.5		
寸法にかかわらず	±2.5	160を超え250以下	±2.8		
		250を超え400以下	±3.1		
		400を超え630以下	±3.5		

別図－①

専用開閉器具

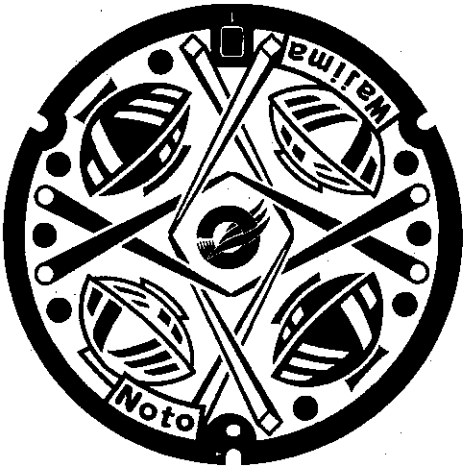
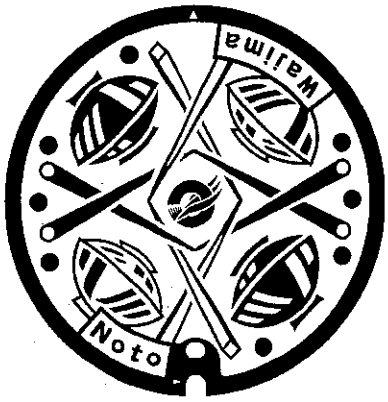
（単位　mm）



別図－②－1

ふたの表面模様

－旧輪島市地区－

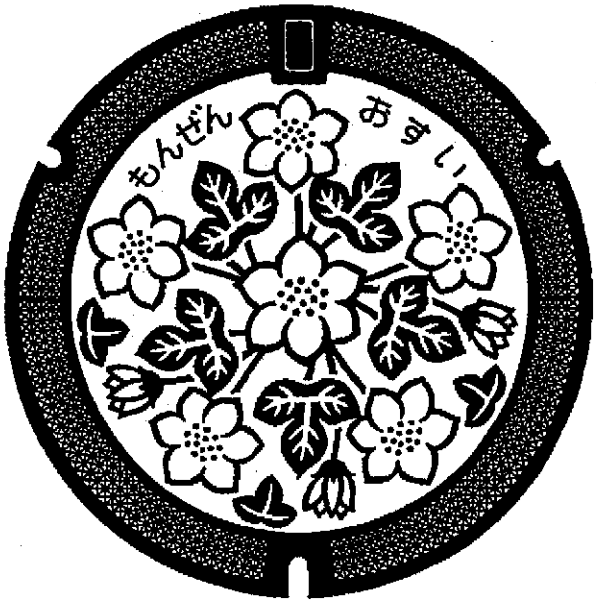
	呼び 600	呼び 300（防護蓋）
御陣乗太鼓		
朝市		
輪島塗		

別図－②－2

ふたの表面模様

－旧門前町地区－

ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞﾏﾝﾎｰﾙ呼び 600



ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞﾏﾝﾎｰﾙ呼び 300（防護蓋）

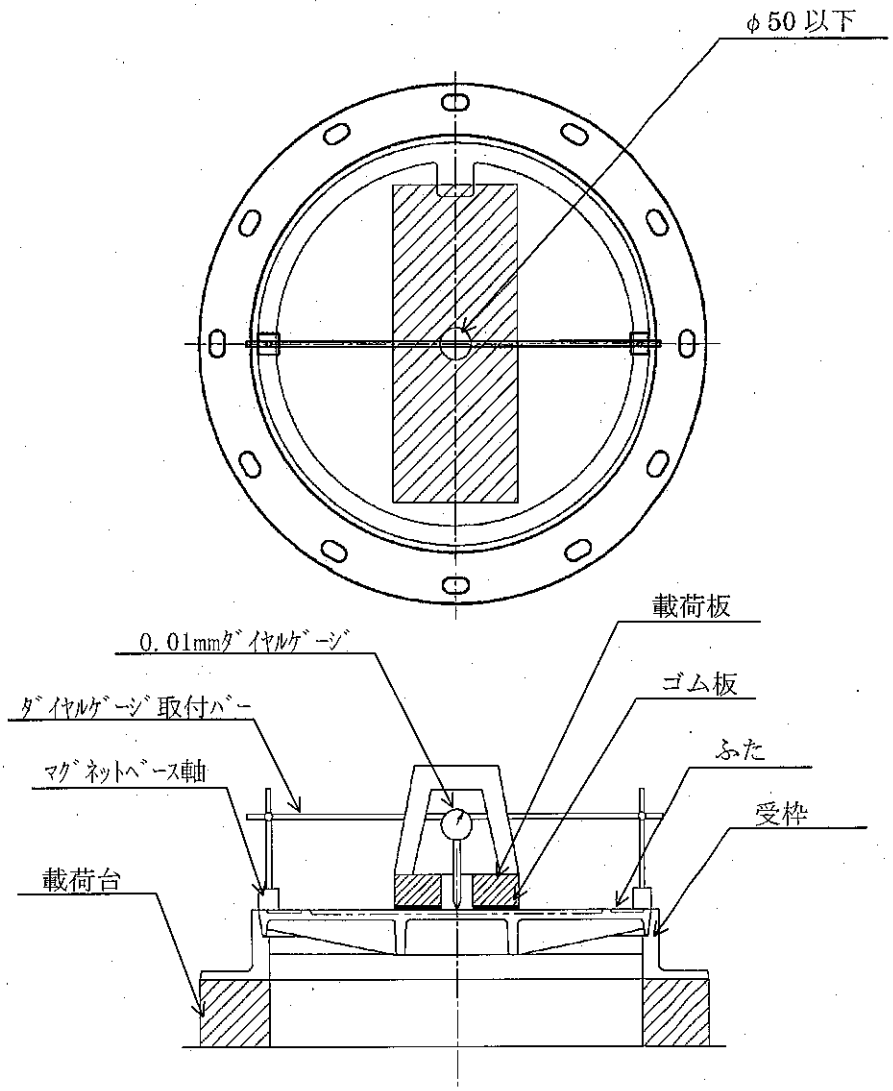


別図－③

荷 重 試 験 要 領 図

（単位　mm）

種類	載荷板ｻｲｽﾞ（mm）
ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞﾏﾝﾎｰﾙ呼び 600	200×500
ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞﾏﾝﾎｰﾙ呼び 900-600	200×500
ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞﾏﾝﾎｰﾙ呼び 300（防護蓋）	200×250

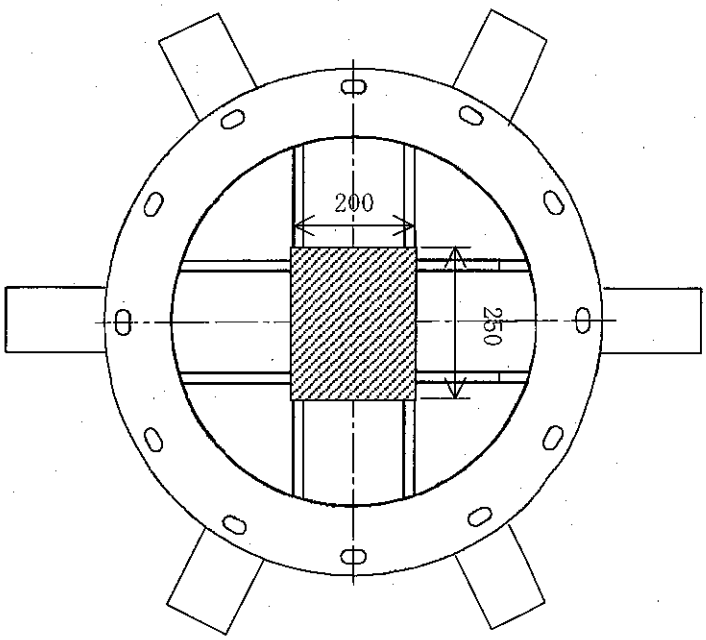


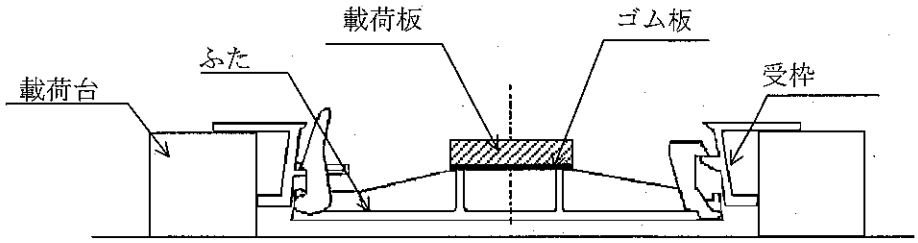
注）本要領図は試験治具の取付け方法及び位置関係を示すもので製品の形状を示すものではない

別図－④

耐揚圧強度試験要領図

（単位　mm）

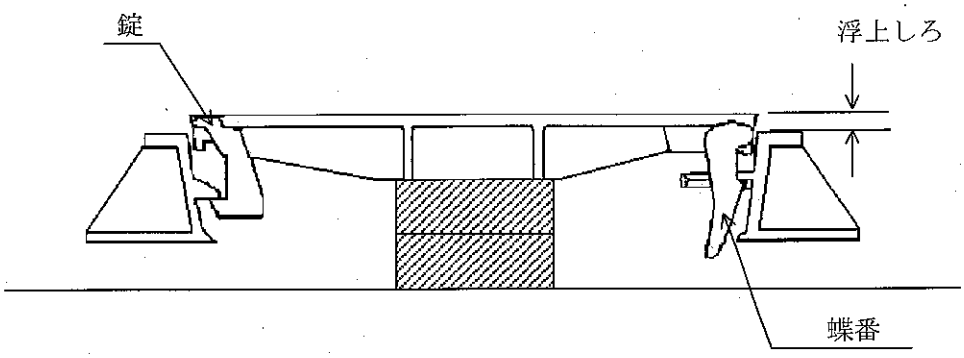




注）本要領図は試験治具の取付け方法及び位置関係を示すもので製品の形状を示すものではない

別図－⑤

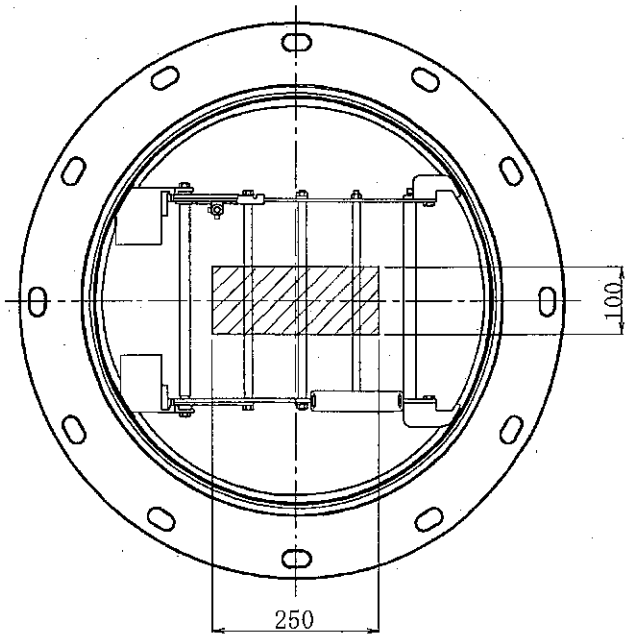
浮上しろ測定方法

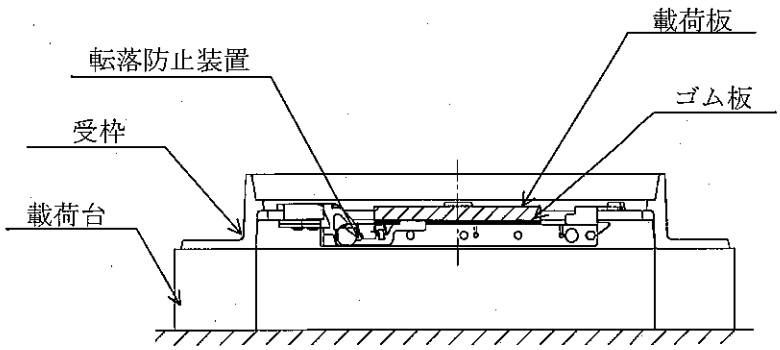


別図－⑥

転落防止装置荷重試験要領図

（単位　mm）



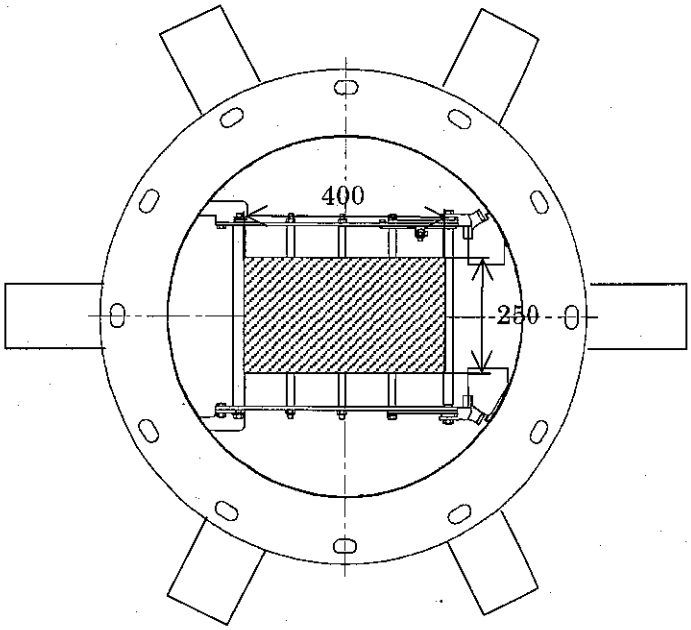


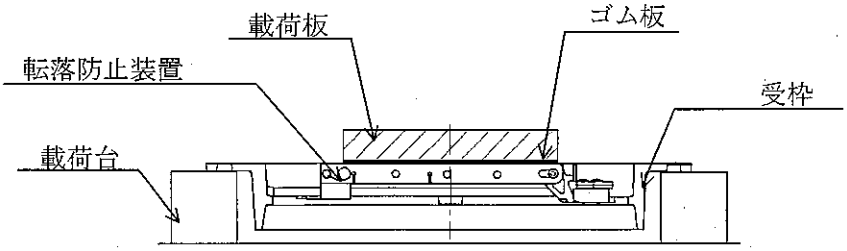
注）本要領図は試験治具の取付け方法及び位置関係を示すもので製品の形状を示すものではない

別図－⑦

転落防止装置耐揚圧強度試験図

（単位　mm）



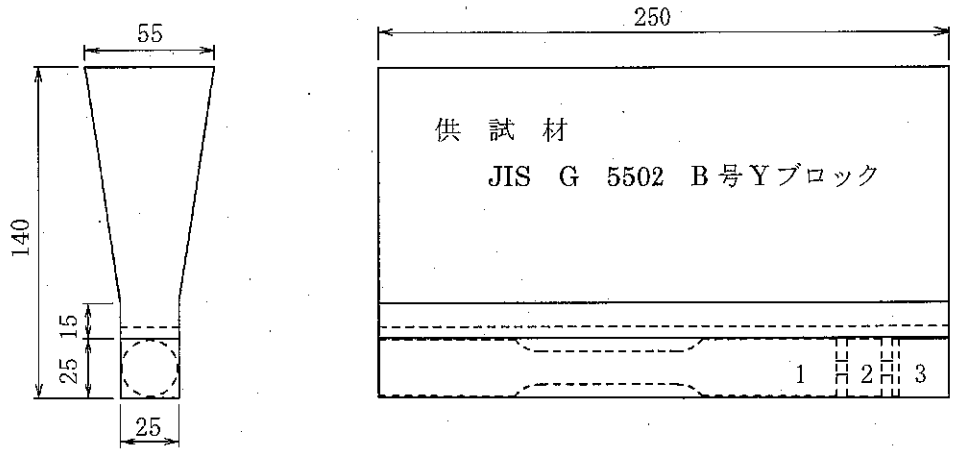


注）本要領図は試験治具の取付け方法及び位置関係を示すもので製品の形状を示すものではない

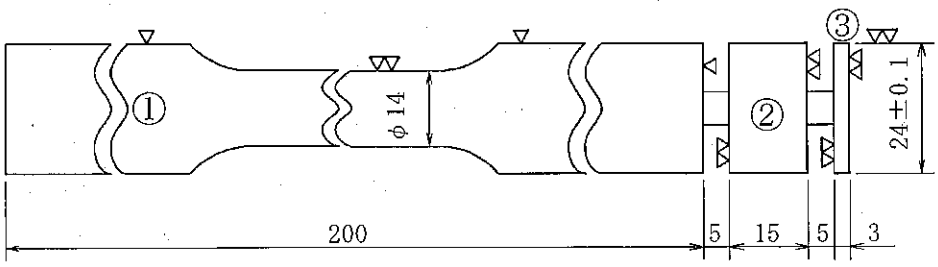
別図－⑧

Ｙブロック検査の試験片採取位置

（単位　mm ）



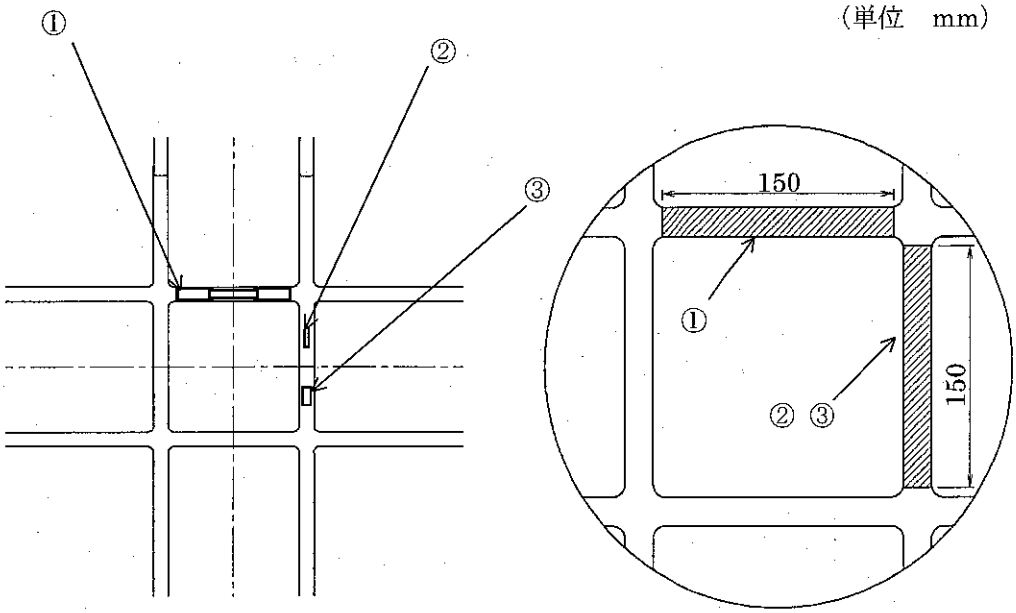
① 引張試験片　　② 硬さ試験片・黒鉛球状化率判定試験片　　③ 腐食試験片



別図－⑨

試験片採取位置

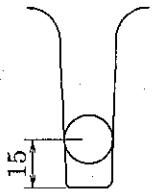
（単位　mm）



切出し寸法(mm)

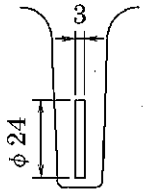
①150×30H　②～③150×50H

① 引張り（伸び）



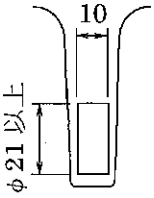
② 腐食

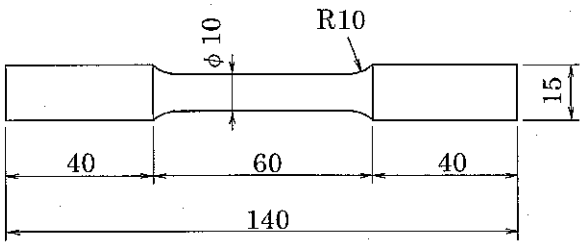
φ24±0.1×3±0.1



③ 硬さ

φ21 以上×10

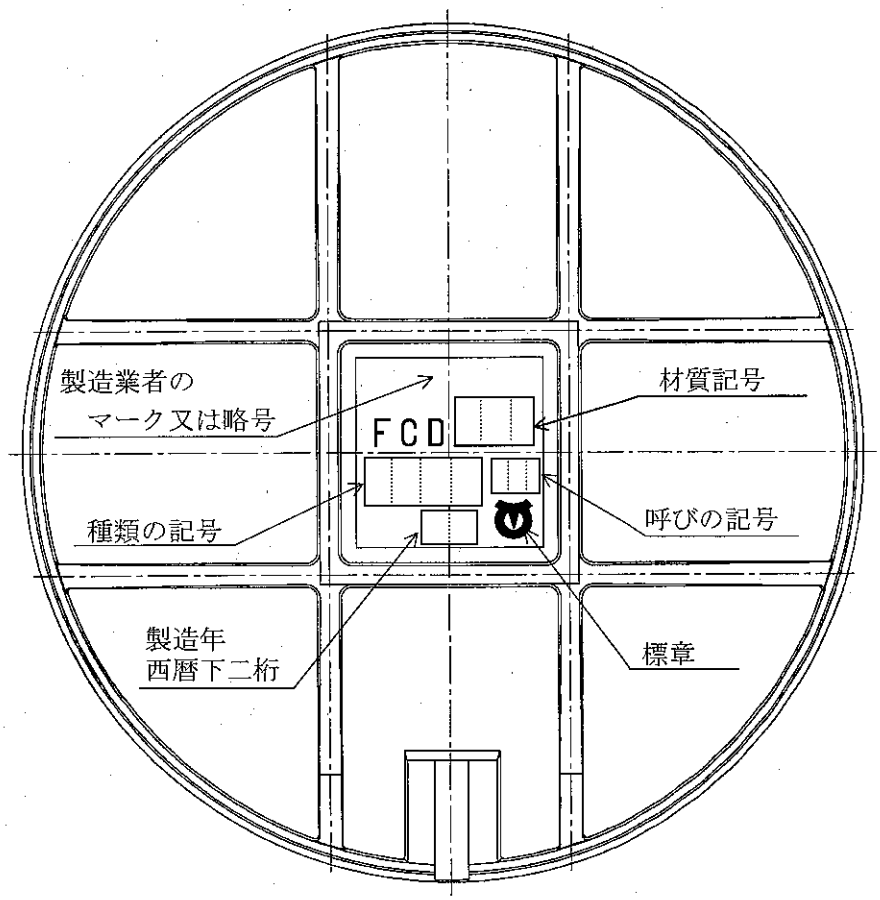




標点間距離は 35mm とする

別図－⑩

下水道協会標章及び種類の記号鋳出し配置図



注）　本要領図は鋳出し文字及び鋳出し配置関係を示すもので製品の形状を示すものではない